

# 日本 PTA の原理・研究ノート (I)

—PTA の発足に期待されたものはなにか

杉 村 房 彦

(1984年10月15日 受理)

Study of the Principles of P.T.A. in Nippon (Japan) (I)

—On What was Expected of Starting of P.T.A. after World War II

Fusahiko SUGIMURA

## 目 次

序 昭和40年代以後の PTA 論多様化の経緯と PTA 研究の課題

I 発足当時に期待されていた PTA の役割・機能

## 序 昭和40年代以後の PTA 論多様化の経緯と PTA 研究の課題

### 対象の限定——PTA 研究の対象としての「PTA」とは

二宮徳馬によれば「PTA には、固有名詞としての PTA と、普通名詞としてのそれと、二通りの意味がある。」前者は、「アメリカの National Congress of Parents and Teachers (全国父母教師協議会) に所属している単位団体」のみを意味し、「それ以外の団体が PTA という名称を名づけることは許されない<sup>1)</sup>」という。わが国における PTA とは後者であり、親 (P) と教師 (T) の会 (A) というほどの意味であるということになるだろうか。実際、その正式名称に「PTA」という語をふくまない PTA が今日もなおめずらしくないのも<sup>2)</sup>、PTA が「普通名詞」として日常語化しているからであろう。

しかし、それにもかかわらず、わが国における PTA とは多分に「固有名詞」的であるといわなければならない。たとえば「教育を語る会」や「民主教育をすすめる市民連合」など、各地に簇生してきた大小さまざまな親と教師の連帯組織 (運動) は「普通名詞」としての PTA でありながら、国民の通念においても当の連帯組織 (運動) 自身によっても、PTA とは異なるものとして峻別されてきた。通念としての PTA とは、学校ごとに独立的に組織され、すべての親と教師が会員となることを期待されている——いわゆる全員自動加入制であっても、たてまえでは「期待されている」にすぎない——団体であると、「固有名詞」的に限定された「普通名詞」としてのそれということになるだろうか。

PTA 研究 (論) の対象をそのような PTA にしぼったとき、それ以外の親と教師の連帯組織 (運動) は研究 (論) の対象から外れることになるだろう。

### PTA 論の多様化——「生涯教育論」「コミュニティ論」との結合から PTA 無用論へ

わが国の PTA の基本的な役割・機能についての見解 (PTA 論) は、後述するようにその発足

当初から斉一ではなかったが、昭和40年代になっていっそう多様化した。たとえば昭和43年に荏司雅子は、わが国に導入されたばかりの「生涯教育論」とPTAとを無媒介に結びつけて、「人間は生涯を通じて学習しなければならない課題をもっていることがわかる。PTAの仕事は児童・青年だけを対象とするのではなくて、PとT自身の課題解決のための多くの仕方があることを忘れてはならないであろう」として、ハヴィガースト流に「壮年初期の発達課題」「中年期の発達課題」等を列挙し<sup>3)</sup>、服部正も同様に、「明日のPTAのあるべき姿といえは、継続的なカリキュラムを持つPTA学級を核として成人教育、それも家庭教育についての技術的学習より、むしろ親たち自身がそれぞれのライフ・サイクル（生活周期）や、ファミリー・サイクル（家族循環周期）を巨視的に把握し、生涯教育の一過程としての教養を身につけるための学習を目標にするようになることが大切である」と主張している<sup>4)</sup>。

「生涯教育論」との結合を多様化の1類型とすれば、第2の類型は「コミュニティ論」との結合であろう。服部は先の文に続けて、「コミュニティ・スクールの構想は、このような学習そのものを推進力とする。そして地域社会の広義の社会福祉活動が、教育の領域に展開する時（略）地域ぐるみの新しい『教育』町づくり、『教育』村づくり運動として、PTAは共同社会開発の教育における基底単位となろう」と述べているが、この見解は、なるほど戦後初期のコミュニティ・スクール論を絡ませてはいるものの、昭和30年代後半の「高度経済成長」政策が破綻し、「地域開発」から「社会開発」へと移行せざるをえなかった時期の政治課題に、みごとに照応しているといえよう。「コミュニティ論」とPTAとを結びつける見解は、その後いわゆる「非行」の激増現象に対応して地域における子どもの生活・教育に焦点化されることによって、現実化していった。たとえば繁内友一の『『遊び』の保障の第三は、PTAの体質の根本的改造である。今日のいわば学校傾斜型PTAから、地域コミュニティ形成型のPTAになる必要がある。子どもを持つ親も持たない大人も、青年も高齢者も、その趣旨に賛同するものは会員となって、地域ぐるみで午後や休日の子どもの余暇活動をとらえてやる組織にすることである』<sup>5)</sup>という見解はその一例だが、それは、コミュニティ・スクール論では具体的な活動をイメージしえなかった親・地域住民に、そのような方向においてではあれ具体的な活動方針を提示するものであったといえよう。

しかし、PTA論のこのような多様化はPTAならでの役割・機能をあいまいにし、PTA無用論を結果的に準備するものであった。もしPTAが実際に、成人教育論としての「生涯教育論」と結びついて“子ども離れ”をし、「コミュニティ論」と結びついて“学校離れ”をし、成人教育団体、地域団体一般との役割・機能上のちがいを失ってしまえば、そのようなPTAにいったいどのような独自の存在価値がありえようか。昭和46年当時文部省社会教育局長だった今村武俊はPTA論の多様化を肯定して、「PTAは自主的で任意的な民間団体であるから、PTAの目的、目標、事業は、それぞれのPTAで独自にきめればよいことである。また、きめうるのである。したがって、同じくPTAという名称を冠した団体であっても甲というPTAと乙というPTAとは、目的、性格を異にすることがあるわけで、具体的には学校一般対PTA一般という関係は存在しえない道理

である<sup>9)</sup>と述べている。なるほど、法・行政の立場（社会教育法に明定されている社会教育関係団体と教育行政の関係のあり方）からいえば、それぞれのPTAがその役割・機能をかかってに多様化させても「道理」には外れえない。しかし、では、なぜPTAと共通に呼称されるのか、なぜPTAと通称される団体が学校ごとに組織されるのか。PTAと共通に呼称されるからには、その他の団体にはない共通の目的・性格があるはずであり<sup>7)</sup>、また学校ごとに組織されるのも、そうしなければ果たしえない独自の役割・機能があるからであろう。他の成人教育団体や地域団体には学校ごとに組織されなければならない理由はない。繁内が「子どもを持つ親も持たない大人も」といい、あるいはPTAの姿勢を「学校向き」から「地域向き」へ変えよと提案する河野重雄が、PTAの組織を「学校単位」から高校をもふくむ「学区単位」に再編成せよと提案しているように<sup>8)</sup>、「生涯教育論」や「コミュニティ論」と結合したPTAも、学校ごとに組織されなければならない理由を失ってしまうのである。

#### PTA論混乱の原因——無理な所管行政決定の“後遺症”・PTA実践と研究の“貧困の悪循環”

PTA論の多様化＝混乱の原因の一つは、PTA発足当時の所管行政の混乱に求めなければならない。昭和24年5月31日制定の「文部省設置法に基いてPTAの所管を学校教育にするか社会教育にするかについて、省議ではげしくもんだあげく、けっきょく社会教育で受持つことに落ち付<sup>9)</sup>き、同年6月10日「社会教育法制定公布に伴い、PTAは、行政的には同法に規定する社会教育関係団体としてのとりあつかいをうけることに定ま<sup>10)</sup>ったといわれているが、しかし、「はげしく」もまなければならなかったという事実は、社会教育行政が所管するという結着に無理があったことを示唆している。

実際、「無理」はすぐに自治体レベルで顕在化した。たとえば昭和25年に行なわれた5大都市（横浜、名古屋、京都、大阪、神戸）社会教育課長の座談会で、大阪市以外の4市では学校教育担当部局がPTAを所管している事実が語られている<sup>11)</sup>。横浜市の課長は「初めは何処でも社会課でPTA関係のことをやっておったでしょう。ところが事務的な便宜の関係で、学校教育に移ったというのが実情でしょう」といい、名古屋市の課長も「便宜的に学務課がやったのです」と発言しているが、PTAの現実が学校後援団体であれば、それを社会教育行政に所管させることに無理があるといわなければならない。金田智成は、都道府県レベルでは昭和26年にはすでに「一、二の県」を除いて、「PTAの指導行政事務」は社会教育担当部局に移管されていたという<sup>12)</sup>。しかし、そこでもなお「無理」が解決されていなかったことは、金田が続けて「社会教育課に専管されていても基本的な指導助言の体制が確立されていないため、社会教育行政の本道の傍らにあって厄介物扱いにされているといった点等を鑑るとき、まだまだPTAは地道に行政自体の内部においても検討して見る必要があると思う」と述べていることに明らかであろう。

ところで、以上の経緯と混乱はいうまでもなく教育行政当局内の職務分掌の問題であって、PTAの目的・性格規定の問題ではない。所管部局がどこになろうと、そのことが任意団体であるPTAの役割・機能を左右することは本来ありえないはずである。また社会教育法にいう社会教育関係団

体として認定されたことも、たんに PTA がその資格・要件を具備していることを意味しているにすぎないのであって、社会教育関係団体イコール社会教育団体でないことはいうまでもない。しかし、わが国の PTA が後述するように行政主導でスタートし、その後も強く行政指導を受け続けたことによって、ありえないはずのこと、いうまでもないことが現実のものとなってしまった。社会教育行政が所管し社会教育関係団体として認定されたことが、PTA 理解を逆規定し、PTA は社会教育団体であるという通念を成立させていったのではないかと考えられる。

PTA 論混乱の原因は PTA 自体にもあった。昭和40年代に入って東京都<sup>13)</sup>や西宮市<sup>14)</sup>をはじめとして、行政主導<sup>15)</sup>の PTA 正常化=非後援会化措置はピッチをはやめた<sup>16)</sup>。行財政の正常化が PTA の脱後援会の不可欠の前提条件であるなら、昭和40年代になってようやく PTA はその条件を得、本来の活動に専念できるようになったわけだが、実際には、この行政措置にたいして多くの PTA はとまどいを見せたのであった。その原因は一つには、義務教育無償の原則についての親の認識不足にあった<sup>17)</sup>が、なによりも、「PTA から学校後援を取り除いて、なにをやったらいいのかと思う役員、委員もまだまだ多い」<sup>18)</sup>と指摘されているように、PTA 本来の活動とはなにかが、PTA 会員とりわけ親に具体的に理解されていなかったことに起因していた。

発足以来ほとんど学校後援活動に終始してきた PTA の会員（とくに親）が、「後援活動は本来の活動ではない」といわれてとまどうのは当然であろう。「PTA が全国的につくられる合図」<sup>19)</sup>となった PTA の手引書『父母と先生の会——教育民主化の手引』（文部省、昭和22年3月）は、そのサブ・タイトルにもうかがえるように、PTA を「教育民主化」の担い手として位置づけていたが、多くの PTA は「教育民主化」の活動を等閑に付してきた。したがって「教育民主化」のためにどのような活動をすればよいか・すべきか、その具体的なイメージ（お手本）を過去の経験に探すことはほとんど不可能であった。いうまでもなくすぐれた実践は無数に生まれはした。しかし、PTA の有限会員制（末子の卒業によって会員の資格を失う）といわゆる“単Pモンロー主義”（単位 PTA を越えて相互に学び合うことを忌避する傾向）により、すぐれた実践も縦に継承されず横に広がることもなく、わが国 PTA の共有財産として蓄積・発展できなかった。このように PTA 本来の活動が明らかでないままに非後援会化の道を模索しなければならぬとすれば、「PTA は社会教育団体である」という行政によってつくられた通念にひきずられて、社会教育・成人教育活動の多彩な展開へと傾斜するのは当然であろう。

本来このような「模索」を支え、リードするのが PTA 論であろう。しかし、それまでの多くの論は後援会的現実を批判することに急ではあっても、あるべき活動像の具体的・積極的提示には不十分だったようである。たとえば二宮徳馬は昭和31年に、「こんにちいろいろな機会に PTA 論を耳にする。PTA 無用論さえ聞く。（略）だが、論者必ずしも PTA の解釈において一つでないのである。本質的にも実際のにも、思い思いの PTA を頭にえがきながら論じている場合が少くない。だから議論が空まわりに終わってしまう」<sup>20)</sup>と指摘していたが、その5年後になお文部省当局者からさえ次のように指摘されなければならなかった。すなわち「PTA に関する著述は、数十種あるよう

ですが、生きた経験や具体例を中心にして、これをだれにもわかりやすく解明し、かつ、その中にたいせつな問題点を見出し示唆を含めて取り扱ったものは、きわめて少ないといわれています。』「進駐軍が当初示したという民主団体や PTA のあり方をみても、また学校教育に関するさまざまな手引や指導書の中にとりあげられている PTA に関することを見ましても、その形式や運営の手順らしいものは、まことに細部にわたっていますが、その精神とか、理論とか、基本的な考え方について、およそ一般にわかりやすく、また日本の現実に即して深く考究されたようには思われないうことです。(略)なるほど、PTA に関する著述など、数十種、なかに文部省関係から出されたものが十種内外あるようですが、かならずしも、日本の PTA にとって、それ以上に必要かつ豊富な研究業績が積み上げられているとは、まだいえないようであるからです」<sup>21)</sup>と。

PTA 論の蓄積・発展もまた非常に不十分だったのである。その原因については稿をあらためて考察するが、その一つが、後援会的活動以外の実践の貧しさにあったことはたしかであろう。立論の前提である分析の対象 (PTA の実践) に恵まれなかった PTA 論が、主観的・恣意的に流れるのは避けえない。その結果、その PTA 論は実践を支え・リードすることができずに実践を貧しいままにとどめる、といういわば理論と実践の悪循環が成立することになったのではないか。昭和40年代の PTA 論の多様化=混乱の経緯を、このような悪循環過程として理解することも必要であろう。

#### 教育行政の PTA 観——「私費負担解消」措置と「教化の方法としての PTA」観

そして第3に、国・地方自治体教育行政の PTA 観 (PTA にたいする期待あるいは政策) の変化、とりわけ学校教育の内的事項と親と PTA の三者の関係についての考え方の変化をあげなければならぬ。東京都教育委員会は昭和42年の「義務教育学校運営費標準の設定と公費で負担すべき経費の私費負担解消について」(通達)に併せて3月末に、100ページをこえるパンフレット『これからの PTA』を公刊したが、そのなかで、「PTA の学校教育に対する理解と協力のための活動は、今後、どのように進められたらよいのであろうか」として3カ条をあげているが、内的事項については第1と第3で次のように述べている。

まず、その第一は、学校で行なっている教育活動を理解することである。学校における学習指導、生活指導の基本方針や指導方法を、できるだけ理解することによって、家庭においても学校の教育活動に協力することができるし、また、家庭教育の面で役立てることもできる。学校の催す授業参観への積極的参加、PTA の学級、学年集会等の機会をじゅうぶん利用することが望まれる。

(略)

第三には、教師、事務職員等を含めた学校職員に関する理解と協力のあり方である。(略)もちろん、教師の生徒指導について、父母が反省を促したり、要望を出したりすることを否定するものではない。しかしこのような場合には、担任を他のクラスに変えてほしいとか、学校の人事に干渉するような方法でなされるべきではなく、学習や話しあいを通じて、父母と教師がお互いに理解し、向上していく中でこそ、解決されるべき問題ではなからうか。(略)

要約すれば、親は PTA を通して学校教育を「理解」し、学校に家庭を合わせるものが「協力」であるということにならうか。当然ここで、親が「理解」した結果、もし「協力」できない・すべ

きでないと判断したときどうすべきか、それでもなお「協力」(学校に合わせる)しなければならないのか、という疑問が生じよう。そのことを予想してであろうか、「第三」で「生徒指導」に限定して、親の発言行為を「否定するものではない」と消極的に認めている。しかし、生徒指導の方針策定への親参加についてはまったく言及されていない。教科指導については発言行為の消極的は認さえない。

その3カ月後に社会教育審議会から文部大臣に報告された『父母と先生の会のあり方について』(昭和42年6月23日)は、『これからのPTA』の見解をより後退させて追認するものであった。同報告は「父母と先生の会(PTA)は、この目的のもとに、学校および家庭における教育の理解とその振興、児童生徒の校外における生活の指導、地域における教育環境の改善などを促進するために必要な諸活動を行なうものである」として、次のように述べている。

「学校および家庭における教育の理解とその振興」については、学校と家庭とが、それぞれ教育の責任を分担し、密接な関連を保ちながら児童生徒の指導が十分に行なわれるよう学校における指導の方針や、家庭における教育のあり方等について相互の理解を深めることが必要である。この相互の理解にもとずいて、(ア)学校の教育計画の実施上必要な、家庭と学校の協力活動をすすめる学校教育の充実に寄与し、(イ)学校とならんで教育の基本的な場である家庭の意義、機能、およびその教育的役割等について理解を深め、家庭教育本来の機能を果し得るよう家庭教育に関する学習活動等を行なうことが望まれる。

「児童生徒の校外における生活の指導」については、学校の教育方針にもとづく校外の生徒指導に協力するとともに、健全な遊びや規律ある集団活動などを通して、児童生徒の心身ともに健全な発達をうながすよう、適切な指導を行なうことや、少年団体等の健全な育成をたすける役割が期待される。(下線は杉村)

ここでも明らかに、学校にたいする親の「協力」は教育計画の「実施」段階に限られていて、「実施」以前の計画策定段階での協力(策定への親の参加)にはまったく言及されていない。校外生活指導についても、その方針に「もつづく」協力のみが求められていて、方針策定への親の参加には言及されていない。学校(教師)と家庭(親)が「それぞれ教育の責任を分担」するとは、領域の分担ではなく次元の分担であり、学校教育についても学校外生活についても、その指導方針や計画の策定はすべて学校のみで行ない親はその「実施」にのみ協力するということであろうか。そして、『これからのPTA』の「第三」で述べられていた生徒指導に限定しての親の発言行為の消極的は認が、ここでは消えてしまっているのである。

消えてしまったのは体裁上の理由からではあるまい。そのことはたとえば昭和46年に鹿児島県教育委員会がつくったPTA研修資料『みんなのPTA——PTAの本質——』にうかがえる。そこには『これからのPTA』の「第一」の文章がほとんどそのまま出典を示さずに使われている——その事実は前者による後者の“盗用”を意味するのではなく、後者の見解が当時の国・自治体教育行政の共通見解であったことを示唆していると解釈すべきであろう——にもかかわらず、「第三」の親の発言行為に関する文章はまったく流用されていないのである。そして「真の意味での学校教育への理解と協力は、単に学校教育の基本方針や、指導方法を知識として理解することのみを意味しているのではありません。これをPTAが主体的にとらえて、家庭や地域で同一歩調のもとに具体的活

動として積極的にもりあげていくこと」であると、学校に合わせることを重ねて強調している。

学校教育にたいする親の教育権行使がどのような方法によるものであろうと否定され、かつ、親に第一の責任と権利がある領域（家庭・地域）についても学校（教師）の<sup>プライオリティ</sup>包括的支配が当然視されるとき、そこに存在する学校（教師）と家庭（親）との関係は、戦中・前のそれと同じものとなる。昭和17年に当時師範学校附属小学校訓導だった飛田多喜雄はその著書『国の子の家庭教育』（新潮社、昭和17年刊）のなかで、「国民学校の教育は社会の聯絡と家庭教育の良き協力を得て、はじめて全き実績を挙げるのが出来ます。教則にも『家庭及社会トノ聯絡ヲ緊密ニシテ児童ノ教育ヲ全カラムルニカムベシ』と示されてゐるのであります。ところが、従来は学校教育と家庭教育とが、精神や態度において必ずしも一致して居りませんでした。」(p.5)「学校の教師は国家から国民錬成の道場をあづけられた指導者なのですから、教師の指示を仰ぎ、教師に協力して、どの子も立派な皇国民として育てあげなければなりません。学校で教育された事を如何に徹底するか、生活の中に実践させるか、我が子に力として身につけさせるか、さうした躰け方の教育こそ家庭教育の眼目であります」(p.28)と書いていたが、『みんなのPTA』の見解と飛田のそれとのあいだにちがいをを見つけることは難しい。

公教育は天皇の大権事項とされ、それにたいする親の教育権行使がまったく否認されていた戦中・前の学校と親との関係のあり方が、そのまま昭和40年代の教育行政の共通見解となると、PTAにたいする行政指導は、当然、学校教育にたいする親の教育権行使の方法としてのPTAという側面を否定し、教育政策を親（国民）に受容させ「納得と積極的同意に転化する」<sup>22)</sup> 教化の方法としてのPTAという側面を強めることになろう。ここで当時の教育政策の動向をくわしく考察することはできないが、中央教育審議会答申『期待される人間像』（昭和41年10月31日）にはじまる、いわゆる中教審路線が展開されていった時期であったことに注目してよい。五十嵐頭は「一国の社会教育と学校教育にむけられる教育政策は、前者における政策と後者へのそれが平面的に対応しあうものではなく、両者が合体して始めて教育政策の真の内容が構成されるような形で照応している」<sup>23)</sup> というが、PTAこそ国民レベルで「両者が合体」する最適の方法であった<sup>24)</sup>。先に述べたように教育行政はPTAを発足後まもなく社会教育行政に所管させたとはいえ、後章でくわしく述べるように、学校教育にたいする親の<sup>ネット</sup>教化権行使の方法という意味でのPTA「学校教育関係団体」論に立っていた。社会教育・成人教育が強調されても、「よい父母、よい教員となるように」（「小学校PTA第二次参考規約」の条文）という文脈でのことであったと、ほほいえよう。昭和40年代に入って教育行政のPTA観は発足当時のそれから明瞭に、大きく後退あるいは転換したといわなければならない。その後、PTA論のいっそうの多様化＝混乱にもかかわらず、「教化の方法としてのPTA」観が国・自治体の教育行政をつらぬく一本の赤い糸であったことは、PTAとりわけ各級PTA連合体組織にたいする指導・助成に明らかである。「教化の方法としてのPTA」でなければならないからこそ日本PTA全国協議会は教育行政の意を体して、PTA「学校教育関係団体」論をしりぞけPTA社会教育関係団体論を強調するのであろう<sup>25)</sup>。

### 昭和40年代以後——PTA 論の二極分解・収斂の過程へ

ところで昭和40年代は同時に、PTAを「国民の教育権」と親の教育権という文脈で、あるいは学校教育の原理的要請という文脈で、あらためてとらえなおそうとする理論（研究）と実践がさかんになりはじめた時期でもあった。ようやくPTAが教育法学や教育行政学あるいは教育学（学校教育学といおうか）等の研究対象としてとりあげられるようになった。他方、PTAを通して学校教育にたいする親の教育権の多様な行使がめだちはじめた。そのような「行使」（実践）をみずから理論化すべく親・教師を中心に実践的研究団体・全国PTA問題研究会（初代代表・故宮原誠一）が発足したのは昭和46年であった。同研究会は以来十数年PTAに関する唯一の全国的専門誌として『PTA研究』（月刊の会誌）を刊行し続けるなど、PTA論と実践の発展・科学化をリードしている。昭和40年代以来のPTA論の多様化現象の基底で、以上に述べたような動向と、他方における先に述べたような教育行政のPTA観の変化が相対しながら、多様なPTA論の二極分解・収斂を促していることはたしかであろう。（以上については稿をあらためて考察することになる）

#### 注

- 1) 二宮徳馬『日本PTA史話』（学事出版、昭和53年刊）p.17
- 2) 規約・会則等をみると「〇〇小学校父母と教師の会」という名称が多く、また関西や九州の一部（長崎県）では周知のように「〇〇小学校育友会」という名称が使われている。関西で「育友会」という名称が多いことについて、藤田秀雄は発足当時の地方軍政部の「指導、干渉が全国一率でなかったこと」に原因を求めている（「日本におけるPTAの歴史・その1」、『立正大学文学部論叢』78, 1984年刊, p.68）が、京都府教育委員会(?)刊『教育展望』（昭和25年2月）所収の無署名論稿「育友会という名称について」は、「出所は判然としないがとにかく京都で生れた『育友会』という名がいつの間にか他府県にまで伝わり使われる様になって来た」（p.13）と述べている。なお、発足まもないころの名称を、日本放送協会編『ラジオPTAの時間——PTAの基本的知識——』（万有社、昭和24年刊）〔附録〕（p.265—266）および金子孫市『PTA研究』（教育学全書2, 金子書房, 昭和23年刊p.103—108.）にみると、下記の30種にのぼっていた。すなわち、父母と先生の会、父母教師会、父母教師の会、父母と教師の会、父母教師協会、父母と教師の同行会、育友会、育成会、学校家庭会、互親会、奨学会、親師会、教和会、教育懇話会、教育文化会、児童愛育の会、PTA、両親教師会、教師父兄会、教育振興会、後援会、保護者会、教師父兄母姉会、保護者と教師の会、父母と教師会、PT会、愛友会、育桜会、父兄会、教師と父兄母姉の会、である。また上掲の『教育展望』には、「こだま会」「尚友会」という2例が紹介されている。
- 3) 荘司雅子「生涯教育とPTA」、『社会教育』1968年4月
- 4) 服部 正「くずいそう」PTAの今後」、『社会教育』上同
- 5) 繁内友一「家庭・社会・学校の連携について——教育的側面からの50年代への展望」、『社会教育』1974年7月。なお繁内は、「義務教育諸学校はすべて午前中授業のみとし（略）午後は子どもの心身の発達段階と多様な興味、関心に応じて芸術的（美術とか音楽等）、技術的（技術・家庭、工芸等）、体育的活動（球技、格技、体操等）及びレクリエーション活動（子どもの通常の遊びも含む）等ができるように、学校施設を校区内のコア施設とした、数多くの目的別小施設（旧来の民生、社教関係施設も含めて）を立体的に整備・充実して完全に保障する」という学校教育改革論を、セットにして提案していた。しかし、一般に「現実化」過程では、このような学校教育改革論の部分はたなあげされてきた。
- 6) 今村武俊「現状分析と抜本的解決の方向」、『学校運営研究』1971年9月
- 7) 文部省「父母と先生の会」委員会『父母と先生の会参考規約とその解説』（社会教育連合会編集、昭和



24年刊)は、次の文で始まっている——「一例によって、全国各地の、しかも小学校、中学校、高等学校など、各種の学校の PTA に対する規約の模範をしめすことは、ほとんど不可能である。なぜならば、PTA は一つの鋳型に入れてつくられる機械の部分品ではなく、その土地に根ざし、その学校に芽ばえる有機体だからである。(略)しかしまた、幾百種の草にも植物としてのおなじ機能があり、おなじ形態があるように、幾百の PTA にも共通の精神があり、共通の組織がある。この参考規約は、この共通の精神と共通の組織とを、形にしめそうとしたものである。」(p.3)

- 8) 河野重男「都市化の進展と PTA」,『社会教育』1968年4月
- 9) 無署名論稿「PTA と行政の問題」,『社会教育』1959年6月

なお、かつて文部省社会教育局にいた横山宏氏は私への返信(’84.3.9 付)のなかで、「PTA を学校後援団体とするか社会教育関係団体とするか」ということで、初中局とインフォーマルな話しあいがあったことは事実です。時期等はいま咄嗟には想い出せませんが、一わたり PTA が普及した頃で学校後援の実態がくっきりと浮かんで来た頃でした(略)。社会教育局は米国側からの指導によって開明したということもあり、成人教育団体という線で主張し、先方は学校福祉(といったと思う)団体と考えるべきではないか(実態から言って)というような応酬であったように記憶します。いずれにせよ表面立ったことではなくインフォーマルなものであったことに間違いはありません」と述べている。

- 10) 文部省社会教育局『資料・日本における PTA 運動の歩み』(昭和25年刊) p.7

なお、金田智成は「PTA は、学校教育の立場からも社会教育の立場からも論ぜられるけれども、国会で論議の結果、この社会教育関係団体の一つとしてとりあつかわれることになったのである。」(宮原誠一編著『社会教育』, 光文社, 昭和27年刊, p.201-202)と、PTAの性格論議が国会で行なわれたことを指摘している。

- 11) 座談会「大都市の社会教育」,『社会教育』1950年9月
- 12) 金田智成「PTA の基本的性格談議」,『社会教育』1952年1月
- 13) 東京都教育委員会は昭和42年3月13日、各区立小中学校あてと各区教育長あての2種類の「義務教育学校運営費標準の設定と公費で負担すべき経費の私費負担解消について」を通達し、都下各市町村にも別途、この二つの通達を「参考とし、十分に活用」するよう通達した。そして具体的に各区にたいして児童生徒1人当たり600円、各市町村にたいしては同300円(市町村が300円を負担して1人当たり600円とする)を出すことにした。藤田秀雄は「これまでも、文部省、自治体の側から、私費軽減がのべられたことはあった。しかし、この場合のごとく、はっきりした形で通達が出され、行政側の経費負担がおこなわれるようになったのは、はじめてであって、わが国 PTA 史上画期的なものであるといえる。PTA が本来の姿に立ちかえるのに役立つものであることはたしかであろう。」(『月刊社会教育』1967年6月, 資料解説, p.82)と評価している。
- 14) 西宮市の措置と経過については、『月刊社会教育』1967年10月号所収の信田昭二・松浦正美「西宮市の『教育正常化』運動と PTA」に概説されている。
- 15) PTA 問題研究所『PTA 問題』No.10(学事出版, 昭和42年6月)の「編集後記」は、「PTA の学校後援費廃止の動きは、更に全国的に拡がるものと思われまゝ。しかしいまのところ、姫路市の場合を除いては、ほとんど行政のイニシアチブで進められています。それで、予想されたことですが、かえって PTA から反対の意見が出てきたりしています」と指摘している。

これにたいして小林文人、三井為友、水江ヤチヨは、三井為友編『日本 PTA の理論』(日本の社会教育 第12集, 東洋館出版社, 昭和44年刊)に収録されている「座談会 地域における PTA の諸問題——各地の報告を読んで——」で、次のように発言している。

小林 実際に PTA の改善の、主たるトレーガーは行政であったわけでしょうね。(略)

三井 PTA 改善の少なくとも最初の芽は、あの民間の、進んだ PTA から出てきたと思う。とくに先駆的な個人からだろうと思うけれども、それからあれだけの動きが出てきた。行政というものは、いいことは吸いあげて、自分の手柄にする傾向があるので、そこで行政がこれを吸いあげて、公費負担の

絶滅という方策として持ち出してきた。これがいちばん典型的に東京に現われた。(略)

水江 東京都の場合、PTAの公費負担を問題にし出したのは、行政の立場ではありません。ごく一部のPTAではありましたが、早いところでは昭和二五年ごろから、会費の用途について疑問をもちはじめました。(略)ところが教育の正常化に伴って、私費負担全廃ということがうちだされてから、(略)財政面について、教育委員会からの指導助言が強くなりました。そのおかげで短い期間に、表面上は理想に近くなりましたが」(p.237-238)

- 16) 当時、都小学校PTA協議会副会長だった西村文夫は、「通達がでて、最初に表われた多くの父母、教職員、校長の反応は『突然こんなことをいわれても困る』ということであった。突然、ではないのである。一年前の六月十三日、都教委は『来年度から私費の公費流用を全廃する』とその方針を発表し、大新聞はすべてこれをトップ記事で報道した。(略)もっとさかのぼれば十年前、五億の私費負担軽減費が都区財政調整で措置されたときから、全廃の方向に、公私ともに努力してきたはずなのである。二年前には、今回の『標準費』のもとになった『暫定標準』を算定し、『私費減少』を『解消』という言葉に改めて『学校教育は、措置された公費の範囲内で、創意工夫をこらして行なうべきものである』という通達を出している。そして今回の通達である。決して『突然』ではないのである。それを『突然』と感じたのはなぜか。大多数の会員、校長が、持つべき関心を持っていなかったからであり、なすべき努力をしていなかったからである」(西村文夫「東京都PTA通達とPTAの実態」、『月刊社会教育』1967年10月)ときびしく指摘している。
- 17) 当時、西宮市社会教育課主査だった信田昭二と同市春風公民館長だった松浦正美は、前掲論稿(注14に同じ)の中で次のように慨嘆した——「ここで私共が端的に云うのは、お金があるから出すのではなしに、本来この経費はだれがもつべきなのかということを吟味して、本来負担すべきものが負担する。そういう方向にするような要求運動をおこしていく。それがPTAではないかということです。公費がもつべきものに公費がそっぽをむいているような場合には行政をつきあげていくことが必要だと訴えました。しかし、現場ではまだまだそこまでいかない弱さがあります。非常に私たちまどろっこしいというか、道の遠さというものを感じているのが今の心境です。」
- 18) 注15の『PTA問題』No.10「編集後記」に同じ。  
なお水江ヤチヨも先の座談会(注15に同じ)での発言に続けて、「率直に言って、PTAはなにをしたらよいかわからなくなった、といってよいのではないかと思います。こうしたことからPTA無用論が、PTAの内部からおこっているというこえを耳にすることがあります」と述べている。
- 19) 宮原誠一『PTA入門』(国土社、1967年刊) p.53
- 20) 二宮徳馬「10年目を迎えたPTA」、『社会教育』1956年11月
- 21) 近藤唯一他『わたくしたちのPTA』(大蔵省印刷局、昭和36年刊) p.1, p.202-203
- 22) 勝田守一『教育学』(青木書店、1958年刊)——「われわれにとって問題なのは、教育が政治の権力的支配をやわらげ、権力的支配では維持されぬ目的を、教育なるがゆえに達成するという事態である。権力的支配を被教育者の意識において納得と積極的同意に転化する仕事は、はたして教育の名における政治なのか、それは固有の意味での教育なのか問題である。」(p.37) この指摘はたんに政治・経済等と教育との関係を説明しているだけでなく、その「教育」自体がたとえば「中教審路線」などといわれるように政治的問題として尖鋭化している今日、教育と社会教育との関係をも説明しているといえよう。
- 23) 五十嵐頭「社会教育と国家——教育認識の問題として」、日本社会教育学会編『社会教育行政の理論』(国土社、1959年刊) p.9
- 24) 林部一二(当時国立社会教育研修所長兼文部省社会教育官)の次のもっともな見解も、そのような文脈に置いてみることができるのではないか——「従来、PTAの目的は二元論の立場にあったのではないかと思われる。つまり、学校教育(場合によっては学校運営)に協力することと、PTA(そのほとんどの場合がPのみ)の成人教育に資すること、の二つであった。しかし、これからのPTAは、この二元論の統合化、一元化が必要であると思う。その窮極目的は、子どもたちの幸福の実現であり、健全育成であ

- る。(略)そして、PTAの成人教育という目的もこの子どもたちの幸福実現のための基礎固めとして理解されるべきである。」(林部一二「目的・活動・運営の視点からの追究」、『学校運営研究』1971年9月)
- 25) 周知のように日本PTA全国協議会の執行部はほとんど政権政党に親密な人びとで占められ、教育行政の強いトータルな指導下にあるが、同協議会が最近刊行したPTAハンドブック『PTAのすすめ——会長・役員入門——』(昭和58年12月刊)には、「現在でも、PTAは社会教育関係団体というよりもむしろ学校教育関係団体ではないかという考えをもつ人がいるようである。しかし、PTA活動の場は、単に学校教育の充実向上のみならず、家庭や地域社会における子どもの教育、福祉の向上までも広く目ざしていることから考えて、妥当な論とは思えない」(p.28)と書かれている。この見解が論理的にも破綻していることは、いくつかの素朴な質問、たとえばこの見解の論法でいけば「PTA活動の場は、単に家庭や地域社会における子どもの教育、福祉の向上のみならず、学校教育の充実向上までも広く目ざしていることから考えて、(PTAは学校教育関係団体というよりもむしろ社会教育関係団体ではないかという考えは)妥当な論とは思えない」と、いいかえることができるのではないかと、あるいはPTAが社会教育関係団体として家庭や地域を主たる活動の場とするのであれば、学校ごとに結成され学級・学年制に合わせて内部組織をつくる現在のPTA組織論は妥当でないということになるのではないかと、という質問を提起するだけで明らかになるだろうが、注目すべきはそのことではない。PTA「学校教育関係団体」論を否定することによって、学校教育にたいする親の教育権行使の方法としての機能をみずから否認していることである。もし学校後援会の体質からの脱皮を願ってそのような見解を主張しているのであれば、角を矯めて牛を殺すたぐいの誤りをおかしていることになるだろう。

## I 発足当時に期待されていたPTAの役割・機能

「発足当時のPTA」研究の前提——「発足当時」とはいつまでか・だれがPTAに期待したのか「本来のPTA」ということばがよく使われるが、「本来」の意を「道理上そうあるべき」と解しても、「道理」をどう理解するかで「あるべきPTA」像は多様に分かれる。「生涯教育論」や「コミュニティ論」との結合も、それぞれの道理を内にふくんでいたことは否定できない。二宮徳馬が「本来のPTAとは何か。それはむずかしいと言えはむずかしい。少くとも断言することは困難である」<sup>1)</sup>というのもその謂であろうか。しかし、どのようにPTA論を多様化させようとも、前提的にふまれるべき手続きは、PTAに発足当時に期待されていた役割・機能の考察である。PTAが教育団体であるかぎり教育全般の変動と無関係ではありえないし、また変動のいかんによってはむしろPTAの側から積極的に、その役割・機能を変化させなければならないこともありえよう。しかし、その場合も、発足当時に期待されていた役割・機能がもはや状況に十分に対応しきれないという判断——その判断の是非はともかく——が、前提的に成立していなければならないはずである。二宮が先の文に続けて「しかし、PTAが歴史的事実である限り、歴史的に探る以外に手はないであろう。少なくとも(略)自分勝手に描いた主観的PTA像よりはるかにましであることはたしかだ」と指摘したのは、昭和40年代の多様なPTA論が、前提的な手続きを十分にふんでいなかったことへの批判ではなかったか。

ところで、「前提的な手続き」をふむにあたって次の2点が、すなわちわが国PTAの「発足当時」とはいつごろまでを指すのか、「期待されていた役割・機能」というが、だれが期待したのか

を、前もって限定していなければならないであろう。

『資料 日本における PTA 運動の歩み』(文部省社会教育局, 昭和25年7月刊, 以下『歩み』と略)は, 昭和21年を「胎動期」として1年ごとに時期区分を行ない, 24年を「反省期」, 25年を「充実発展期」としている。『歩み』が昭和25年の半ばに刊行されていることを考えると, 25年は「充実発展を期待された時期」と表現されるべきであろうが, ともあれ24年25年をそのように呼称したのは, 急ピッチの PTA 結成にともなう諸矛盾がはやくもそのころ顕在化し, 反省→行政指導の手法なおし(強化)を迫られたからであろう。文部省「父母と先生の会」委員会の『PTA 質疑応答集——百十一問答——』(昭和23年12月完成, 翌24年9月刊, 以下『応答集』と略)は, 「はしがき」で次のように述べている。

ここにあげられている問題は, 仮空のものではない。(略)主として, 昭和二十三年の五月から七月にかけて, 全国百三カ所で開催された社会教育研究大会でなされた質問である。この大会に参加した者は, 社会各層の代表四万七千七百九十五人(中婦人一万七千百一人)であった。したがってここに収録されている質問は, 日本人のすべての人々の, PTA に関する疑問を網らしているといっても過言ではないであろう。(p.6)

同委員会は『応答集』の他, 「父母と先生の会」参考規約(昭和23年10月配布, 以下, 第1次参考規約と略), 『父母と先生の会参考規約とその解説』(昭和24年4月刊), 『PTA 模範実例集』(昭和24年9月完成, 翌25年2月刊, 以下『実例集』と略), 『PTA 結成の仕方及びプログラムの作り方』(昭和25年6月刊)を精力的に刊行したが, このような一連の努力によって文部省は昭和25年の「充実発展」を期待したのでであろう<sup>2)</sup>。当時文部省で PTA 関係を担当していた金田智成は昭和23年に, その年を「PTA 総反省の過程である」とし「今や新しい第二の段階へと移行しつつある兆候が見られる」<sup>3)</sup>と指摘していたが, 金田のいう「第二の段階」が『歩み』のいう「充実発展期」であろうか。反省期の始まりには両者にずれがあるものの, 昭和24, 5年ごろを「反省から新たな発展へ」の転換期としていることでは一致していると見てよい。その他の諸論もほぼ一致している<sup>4)</sup>ことから考えて, それ以前, つまり昭和21年から24, 5年ごろまでをわが国 PTA の「発足当時」としてよいであろう。

次に, だれが PTA の発足に期待したのでであろうか。定説では, わが国の PTA は「アメリカから持ちこまれた」<sup>5)</sup>ものであり, 「民論に依って下から力が盛り上がる」<sup>6)</sup>のを待たずに「天くだりにつくられ」<sup>7)</sup>たとされているが, 仔細に見ればかならずしもそうではない。当時鹿児島県・日置小学校の校長だった荒田静氏は私に, 「PTA の構想を知らされたとき, あ, これは私たちがすでに始めているものだ, と思った」<sup>8)</sup>と語ったが, 同様に独自の経緯で結成された PTA はけっしてめずらしくない<sup>9)</sup>。そのようないわば自然発生的な動向の底流には, 太平洋戦争末期から敗戦直後の子どもたちが置かれた状況にたいする親・教師の憂慮があった。『応答集』も「今日, 日本の PTA を動かしているものが三つある」。「一つは外からの勧奨, 一つは内からの要求, 一つは物質的援助の必要」(p.4)であるとして, 「内からの要求」について次のように説明している<sup>10)</sup>。

(PTAは) どうしてこれほど短時日の間に、これほど盛んになったのであろうか。ただ外部からの刺戟や勧告だけで、この澎湃たる勢をつくりだせるものではない。たしかに、内に、求めるものがあったのだ。戦時中の児童の集団疎開の経験は、その要因の一つである。学校と家庭とが協力して幼い者たちを戦禍から守った記憶は、今なお多くの父母と先生の心に新たである。さらにまた、戦後の生活の混乱から、児童青年を守ろうとする、心ある父母と先生の切実な願いも見逃すことはできない。要するに、PTAの素朴なしかし清純なイメージは、すでにこの言葉を聞く前に、日本の多くの父母と先生の胸に描かれていたということができる。(P.3) かくて、PTAの名をしらずして、PTAと同じ目的を持ち、同じ活動をする団体がところどころにあらわれたのである。こうした気運の中にパンフレット(昭和22年3月配布の『父母と先生の会——教育民主化の手引——』のこと……杉村注)があたえられたので、人々は、心ひそかに描いていた姿をはっきりと現実を示されたように感じたのであった。(p.42)

しかし、概観すれば「自然発生的な動向」は本流ではなかった。『応答集』がいう「三つ」は等位にPTAの発足に作用したのではない。決定的には「外からの勧奨」が作用し、それに「物質的援助の必要」が“便乗”したと解すべきであろう。『応答集』自身、「多くの学校においては、父母も先生も、深く考え長く準備するいとまなく、このような目の要因に動かされるまま、PTAをつくり、PTAを運営して今日に至っている」(p.4)としめくくっている。もし「内からの要求」が主な動因であれば、たとえば東京都国分寺市・第一小学校PTAがようやく昭和25年にスタートした<sup>11)</sup>ように、おのずから「深く考え長く準備する」ことになるはずである。多くのPTAがその「いとま」もなく結成されたのは、「外からの勧奨」という「目の要因」に急迫されたからだといわなければならない。勧奨した「外」とはアメリカを中心とする連合国と文部省であった。

#### PTA 行政史(発足当時)の素描——CIE, 文部省および地方軍政部

昭和21年3月、連合国総司令部に提出された第1次訪日アメリカ教育使節団報告書(以下、第1次使節団報告書と略)はPTA結成の方向を示唆していた<sup>12)</sup>が、示唆に従ってCIE(総司令部民間情報教育部)がわが国の文部省にたいしてPTA結成を要請<sup>13)</sup>したのは、それから半年を経た10月<sup>14)</sup>のことであった。なぜ半年も経過したのかを説明する材料はないが、CIEの社会教育担当官ネルソン大尉の着任が5月であり、また要請の際にCIE資料『父母教師会——パンフレット製作の参考まで』(以下、CIE資料と略)が提示されたことなどを考えると、CIE内部で、要請のための準備作業が行なわれていたのではなかったかと考えられる。CIEから要請されたときの文部省の対応は、木村道子によれば次のようであった<sup>15)</sup>。

一九四六年(S.21)一〇月の或る日、文部省の社会教育課長である寺中作雄氏は、CIEの社会教育担当者ネルソン大尉に呼ばれ、「文部省として『PTA』を積極的に育成、推進してもらいたい」という要請を受けました。しかし文部省では、「PTA」がどんなものか一向にわかりません。(略)文部省にかえった寺中氏は、早速二宮徳馬視学官、今日出海芸術課長などの人々と「PTA」とはなんであるかということ調べはじめたのです。(略)「PTAとは先生と親の会だというから、それなら、とくに日本にはある。日本では、父兄会と呼んでいる」と返事をしたところが、「父兄会では母親が参加していない。アメリカでは、むしろ女親がリードしている」と、雑誌のグラビアをさしめしながらいわれたそうです。

明らかにPTAは「アメリカから持ちこまれた」ものであった。CIEから要請されてのち文部省

は CIE と数度にわたって会合し、PTA に関する手引書をつくって全国に送付することで意見の一致を見、手引書をつくるための委員会を発足させた。同委員会はおよそ半年間協議を重ねて翌22年のはじめに『父母と先生の会——教育民主化の手引<sup>16)</sup>——』(以下『手引』と略)を完成、3月5日にこれが各都道府県知事に送付されたのであった。各都道府県はそれぞれこの『手引』をそっくり再印刷し都道府県名を刷りこんだ表紙をつけて、各市町村はじめ関係方面に配布した。他方、手引書作成の作業と並行して PTA 結成の勧奨活動が種々行なわれた。アメリカから PTA の資料をとりよせ、CIE のベーカー女史に文部省が協力してつくった PTA の絵解き資料が、昭和21年11月に日比谷にあった占領軍の図書館で展示された。同12月23日には総理官邸で憲法精神普及徹底に関する都道府県所管課長会議が開かれたが、議題の一つが「学校父兄会の指導について」であり、文部省は PTA の趣旨を説明し積極的な普及方を促した(ここでも絵解き資料が展示された)。また同月、月刊誌『アメリカ教育』が創刊されたが、その創刊号に「合衆国における教師父兄会の活動」と題する CIE 資料が記載された。東京都はこの創刊号を都下全校に無料配布した<sup>17)</sup>。

『歩み』が昭和22年を「結成の黎明期」と名づけ、宮原誠一が「日本の PTA は、このときをもって発足したといってよい<sup>18)</sup>」というように、『手引』の配布以後、PTA を実際に結成させるための行政努力(P R活動、啓蒙活動)が強力に進められた。昭和22年の5月から7月にかけて、文部省・各都道府県共催の第1回社会教育研究大会が各府県内2カ所ずつ、全国94<sup>19)</sup>会場で開かれ、地方軍政部の教育担当官も参加して、PTA について研究・審議された。二宮徳馬は同年9月に、この社会教育研究大会が「全国に P.T.A を理解させ、普及するいちばん大きな力になったのだらうと思います。その後これに対する関心は非常に強くなっていることははっきり申し上げることができると思います<sup>20)</sup>」と断言していたが、それを裏づけるかのようにその年の8月に PTA 結成数は最高を記録し、「この年内に半数以上の学校に PTA の結成を見た<sup>21)</sup>」のであった。

いうまでもなく文部省・CIE の努力だけでなく、地方自治体と地方軍政部の努力も PTA 結成急上昇の要因であった。地方自治体のなかには中央におけるよりいち早く昭和22年の4月早々から、一般の親・教師にたいする啓蒙活動を推進したところもあった。たとえば神奈川県では4月8日と11日、県当局、GHQ および東京・神奈川軍政部の三者の共催で PTA に関する講演会、懇談会が開かれたが、講師は全員アメリカ人であった<sup>22)</sup>。京都府では軍政部が PTA 結成のためのパンフレットを発行したり、第1軍団民間情報教育課長 R. アンダーソンの指導と提案にもとづいて、5月6日に PTA 啓蒙のラジオ放送を行なったりした<sup>23)</sup>。大分県では新聞が使われた。大分合同新聞は昭和22年5月15日付紙面で、大分軍政部マクネーリー博士の講演要旨(後援会との峻別、役員選出の民主化等について)を紹介した<sup>24)</sup>。東京都でも社会教育課が CIE の後援のもとに5月27日から翌23年3月8日までのあいだに、28回にわたって講演会、討論会を開いた<sup>25)</sup>。

同年(昭和22年)10月、文部省は PTA の育成・指導の強化を期して「父母と先生の会」委員会をつくった<sup>26)</sup>。金田智成はその経緯を、「民主団体である PTA といえども、その正式な全国組織のできていない段階では、その健全な発達を促進する方法を研究審議し、その運営活動に必要な参

考資料を作成することは、所管行政官庁としての文部省の責任である。(略) とくに PTA は、戦後の日本に新しく誕生した社会教育関係団体の一つであるため、一般にその理解も浅く、かかる見地において PTA に関する文部大臣の諮問機関としての委員会を設け種々これが研究を行う必要がみとめられ、同委員会がスタートしたのだと説明している<sup>27)</sup>。しかし、同委員会が「本格的な活動」を開始したのは翌23年7月以降のことであった。先に述べたように PTA のゆがみや矛盾を指摘する声が各方面から大きくなったちょうどそのころ、わが国 PTA の指導のために CIE 顧問としてペンシルヴァニア大学からローズ・コロソ女史が来日<sup>28)</sup>、これを機に7つの小委員会(参考規約作成委員会、ラジオ放送委員会、質疑応答集作成委員会、外国 PTA 資料蒐集委員会、給食問題パンフレット作成委員会、活動プログラム作成委員会、模範実例集作成委員会)をつくり具体的な作業に入った。そのピッチは速く、最初の成果が NHK ラジオ「PTA の時間」の放送開始だが、早くも昭和23年9月16日に第1回を放送し、以後毎週木曜日午後3時半から30分間、劇と解説と座談会を適宜に按配して「模範的 PTA の雛型」を提示している<sup>29)</sup>。次いで第1次参考規約が完成、同年10月20日<sup>30)</sup>地方教育委員会をとおして全国の PTA に配布された<sup>31)</sup>。以後、各小委員会の成果が先に紹介したように次つぎに公にされた。

なお、国レベルのこのような一連の措置は、全国の PTA にそれなりの統一性をもたらすはずであったが、地方軍政部の PTA 指導が国レベルのそれと一応別個に、あるいはかつてに行なわれうるしくみになっていたために<sup>32)</sup>、かならずしもそうはならなかったことを最後に指摘しておきたい<sup>33)</sup>。三井為友と金子孫市<sup>34)</sup>は、京都軍政部の「育友会規約」や大阪軍政部の「学校 PTA 規約および附則」などのように、第1次参考規約配布以前に、それぞれの地域の特殊性を加味して軍政部が独自に標準規約をつくって指導した事例や、あるいは京都市育友会一斉解散・改組指示と校長(数名)処分という措置<sup>35)</sup>や、九州の一部(福岡県、熊本県)で行なわれていた PTA 承認登録制(正しい規約によって運営されているか否かで判定)<sup>36)</sup> など非常にきびしい事例を報告している。後二者の事例は「指導」というより「規制」というべきであろう<sup>37)</sup>。

#### 連合国(CIE)のPTA観の後退——『父母と先生の会——教育民主化の手引——』のPTA観

PTA 結成の方向(必要性)をはじめて示したのは第1次使節団報告書だが、しかし、どのような役割・機能が PTA に期待されていたかを、それから明瞭に読みとることはできない。注(12)に紹介した3カ所の第1は「いうまでもない」一般原則を述べ、第3は PTA も成人教育に貢献しうることを述べたにすぎない。しかし、第2で児童の福祉の増進と並べて、「教育計画を改善するために」(to improve the educational program) 親と教師の組織を「奨励」(encouragement)しなければならないと述べていることに注目してよい。第1次使節団報告書は戦中・前のわが国の教育を批判して教育全般の改革計画(民主化プラン)を提言しているが、その計画の策定過程に親と教師の組織を位置づけていることは、「教育の民主化」の意味が、「教育の自由」権としての親の教育権の行使を当然ふくむものとして理解されていたことを推測させる。この推測は同21年10月、CIE から文部省に提示された CIE 資料によって具体的に裏づけられた。同資料の書き出しの文は

公立学校制度は一国の最も大きな営業的団体の一つであり、消費者として最も直接に学校の目的、方針、組織及び行政に関心を持つ者は父兄である。民主的学校秩序に於ては、学校管理者及び教師は教育委員に依って採用されてはいるものの、結局学校の管理に関し父兄及びその他の市民<sup>39)</sup>が責任を有している。児童の成長に対する責任は教師と父母の二者が分担している。之等児童生活に於ける二大勢力は能う限り互いに補足し合い、各児童特有の才能を伸ばすように協力すべきである。(略) どうすれば両者が協力して児童の家庭生活、学校生活、社会生活を改善出来るかを理解する必要がある。父母教師会こそこの種の了解と協力とを増進するに有効な手段である。(下線は杉村)

となっている。学校教育にたいする親の教育権行使をむしろ親としての「責任」の遂行であるとし、その「責任」遂行の「有効な手段」としてPTAを位置づけていることが明らかであろう。さらに、「学校及び社会に関する問題で父母教師会が団体としての勢力を利用し、その地の特殊事情を斟酌して実現させる事の出来るものもあるが、それは次のようなものである」として、「学校」に関するものとして

- A 学校と家庭に於ける児童生活との関連。父母教師会存在の大きな理由は学校の目的、方針、実際を父母によく知らせることである。学校長や教師が父母教師会の会合で最新式の教授方法を父母に知らせるのも一策である。
- B 父母、教師両者に依る教課基準の検討。
- C 課外活動の性質の検討、学生自治制度の目的と価値の研究。
- D 教育計画の一要素として必要に応じ児童に昼食を供食するのを援助すること。
- E 校舎、校庭の美化。
- F 学校児童に対する医療奉仕。
- G 各種の職人を会員とし、テーブル、椅子その他学校に必要な器具の製作プログラムをつくること。農夫ならば学校園に関して一肌抜いで貰うことも出来るであろう。種々の職業に従事している会員には職業補導プログラムを手伝って貰う。
- H 父母と教師間の個人的談合を奨励すること。
- I 児童の為学校外に於ける娯楽プログラムを作ること。

の9カ条を列記している。A, B, C, Gの4カ条が学校教育の内的事項への親の参加=教育権行使であることは説明するまでもない<sup>39)</sup>。「社会」に関するものとしてあげられている10カ条も、じつはほとんど学校教育に関するものであり、うち外的事項に関するものが5カ条(資金調達、教育扶助、教師の生活条件改善、学校税法の研究、学校施設利用方針の決定)、内的事項に関するもの——それについての世論形成と研修の活動だが——が3カ条、「男女共学及び学校改組に賛成する様な気分の普及」「教育に於ける民主主義的方法の理解を深めること」「父母の教育の為に成人教育委員会の設置。児童心理、児童発育等<sup>(マ)</sup>の問題は必らず研究すること」となっている。以上から、連合国・CIEがわが国のPTAに当初期待していた役割・機能は、もっぱら学校教育全般にたいする親の教育権行使の方法としてのそれであったといえよう。成人教育の機能も期待されてはいたが、それも子ども理解を中心とする両親教育としての成人教育であって、成人教育一般を行なうPTA社会教育団体論はそこにはなかった。連合国・CIEのPTA観は典型的なPTA「学校教育関係団体」論であった。



ところが翌月（11月）に公にされた「PTA 絵解き資料」では、学校教育の内的事項への親参加の側面が消えていたのである。PTA の基本任務は学校教育の「理解」と協力に限定され、また、その「協力」の内容として具体的に例示されているものも、条件整備の要求運動と実際活動に限られている。実際活動が多いこと、およびその内容を見ると、一転して後援会的 PTA への方向が示唆されているとさえいわなければならないほどのものであった<sup>40)</sup>。そしてこのような PTA 観が、あの『手引』にひきつがれていたのである。『手引』の「六、『父母と先生の会』ができる」とどんな利益があるか」に列挙されている15カ条のメリットは、PTA の役割・機能の具体的例示だが、それを分類すると下表のようになる。

環境および教育条件の整備に関連するメリット		
要求運動	1	学校の設備が充実するようになる
	2	義務教育を受けるべき子供が全部就学できるようになる
	5	児童生徒をよい環境の中におくことができる
	6	児童生徒の保護対策をたてる気運が生れる
	9	保健衛生の状態がよくなる
実際活動	(1)	(PTA 自身で資金を調達することも可能となる)
	(5)	(PTA が文化活動を主催する)
	(9)	(親が保健活動や応急手当等を実行する)
	11	学校が美しくなる (校庭・校舎の補修や整備)
学校教育にたいする理解と協力に関連するメリット		
理 解	3	民主主義の教育が理解できるようになる
	4	自分たちの知識や教養を身につけることができる
協 力	7	先生の生活を保護することに協力できる
	10	学校給食をうまく実施できる
	13	児童生徒の職業指導の役に立つ
その他のメリット (社会教育, 親睦など)		
	8	先生からいろいろ社会教育に協力してもらえるようになる
	12	児童生徒のために学校外で娯楽のプログラムを作れる
	14	父母と先生との間柄が親密になる
	15	会員相互が親しくなってお互に助け合う気持ちが出てくる

(注) 「実際活動」の(1)(5)(9)は、その説明文中に表に要約したような実際活動も述べられているので、「要求運動」とこちらの両方に分類した。

『手引』はサブ・タイトルを「教育民主化の手引」としているにもかかわらず、「教育民主化」のために親=PTA がかかわるべきものを、もっぱら“外まわり”に限定していることが明らかであろう。15カ条それぞれの説明文を読んでも、「教課基準の検討」「課外活動の性質の検討」(CIE 資料)の線はもちろん、to improve the educational Program (第1次使節団報告書)という抽象的な線さえ出てこない。実際、3の「民主主義の教育が理解できるようになる」の説明文は

(略) こうして父母がかつて習ったのとは異なった学校教育を今の児童生徒は受けているのである。そこ

で教育に理解をもち、学校の先生と教育の責任を分かち合うためにも、どうしてもこれから行なわれようとしている教育内容や方法への理解を深めていくことが必要となって来る。

従来、両親の多くは自分達の子供が学校で何をしているか、どんな教育をうけているかを知らず、自分の子供本位に物を考えたり、教育に理解がないために自分勝手なしつけや指導をしたりして、学校の教育を無自覚にうちこわしていることが多い。子供は学校と家庭とでちがった指導をうけて、どうしたらよいか去就に迷ってしまうことになる。先生もまた生徒の学校外の生活や家庭の状態を知ることにより、学校教育を更に一層完全なものとする材料がえられる。このように父母と先生の会によって、父母と先生が子供の教育について一致した考えをもち、よりよい教育の実をあげるために協力するようになる。 (略)

となっているが、そこに見られる学校(教師)と親との関係は、前章で見た戦中(飛田多喜雄)のそれとほとんど同じではないだろうか。「民主主義的教育」の理解の必要が以上の限りであれば、PTAである必要はない。保護者会という“古い皮袋”で十分である。昭和22年度のPTA結成数の急増を見ると、『手引』はたしかに「PTAが全国的につくられる合図」であった。しかし、そのPTA観が以上のようなものであれば、陸続と結成されるPTAがその役割・機能を学校教育の“外まわり”にあると理解するのは当然であろう。したがってまた当時の財政事情から「自身で…資金を調達する」活動や、「学校が美しくなる」よう補修・整備の奉仕活動に傾斜していくのも当然であろう。『歩み』がいう昭和24年の「反省期」とは、「外からの勸奨」によって「深く考え長く準備するいとまなく」PTAを結成した当のPTA自身にとってより以上に、後退あるいは混乱したPTA観をもってPTA結成を「勸奨」したCIE・文部省自身にとっての「反省期」であるべきであった。

#### 「親の教育権行使の方法としてのPTA」の復活——極東委員会指令のPTA観

事実、CIE・文部省自身にとっての「反省期」はすぐに始まったようである。『手引』が全国に送付されて3週間後の昭和22年3月27日<sup>41)</sup>、極東委員会は「日本教育改革に関する指令」(以下、極東委指令と略)を発したが、そのなかでPTAに関連して

1. 教育制度改革の実現にたいする親個人々の責任の自覚を促すこと〈パラグラフ17〉
2. 学校の管理・発展・活動に親は参加させられるべきこと〈パラグラフ17〉
3. PTAが結成され、PTAが教育上の具体的諸問題を検討するよう奨励されること〈パラグラフ23〉

の3点が指示されている<sup>42)</sup>。第1次使節団報告書→CIE資料のPTA観(学校教育全般にたいする親の教育権行使の方法としてのPTA)が、極東委指令でよみがえったわけである。その経緯について藤田秀雄は、『手引』が「学校管理に関する親の責任の部分のをぞいたこと(は)、PTAの役割のもっとも重要な、基本的なものを排除したという点で後退であった。そこで、このあとの極東委員会指令で、問題にされ、ふたたび復活され」(下線は杉村)たと説明し、「アメリカ占領軍主導の教育改革を牽制するため、日本の親や国民の役割を重視し、こういう表現が書きこまれたのではないだろうか<sup>43)</sup>と推測している。極東委指令が「復活」させた藤田自身がいうCIE資料のPTA観、そのCIE資料がアメリカ主導のもとにつくられたことを考えると、藤田の「推測」の是非に

についてはなお検討の余地があろう。しかし、極東委員会で「問題にされ」たことは大いにありえたことであろう。なぜなら CIE・アメリカの PTA 観が「絵解き資料」から『手引』へと大きく後退していったその他方で、ソ連はキスレンコ（対日理事会ソ連代表）をして、「父母にたいする児童の学習生活への積極的参加権の付与」「各学校における教員、生徒、父母団体の代表からなる学校会議の設置」等、PTA とは異なる方法ではあったが、学校教育全般にたいする親の教育権行使を強く主張させていたからである<sup>44)</sup>。

### 極東委員会指令から PTA 第1次参考規約への発展——文部省の PTA 観の確立過程

PTA 観を二転、三転させた連合国・CIE の指導下において、わが国の教育行政は PTA の役割・機能をどのように考えていたのであろうか。総司令部は昭和22年4月、極東委「指令の指導原則と目的は、昨年のアメリカ教育使節団の報告書および日本の教育刷新委員会の勧告と全くその趣旨を一にしている」と評価した<sup>45)</sup>。しかし、教育刷新委員会第1回建議（昭和21年12月27日）は、「教育における公正な民意の尊重」の方法として公選制の教育委員会制度を提言しているだけで、学校教育への親の直接参加についても PTA 結成の方向についてもまったく言及していなかった。この建議の2カ月前にすでに CIE 資料が文部省に提供されていたにもかかわらず、それは建議においてはまったく顧慮されなかったといわなければならない（そうであったにもかかわらず総司令部が「全くその趣旨を一にしている」と評価したのは、それ以外の部分について一致していたからであらうか。とすれば、アメリカ占領軍の PTA 観がすでに CIE 資料の線から大きく後退していたことを、裏づけたことになるのではあるまいか）。教育刷新委員会だけでなく文部省にも、当時、学校教育全般への親の参加という発想はなかったようである。たとえば初めての学習指導要領（試案）が昭和22年3月20日に公にされたが、その一般編では「教育がその目標に達するように学習の指導をしようとするれば、わが国の一般社会、ならびにその学校のある地域の社会の特性を知り、その要求に耳を傾けなくてはならない。」（序論）「教科課程は、それぞれの学校で、その地域の社会生活に即して教育の目標を吟味し、その地域の児童青年の生活を考えてこれを定めるべきものである。」（第3章 教科課程）と、いわゆる“地域と教育の結合”を強調しながら、しかし、「耳を傾け」るのも「吟味し…考えて…定める」のもすべて教師（学校）であって、親の主体的参加によって結合をはかるといふ発想は見られなかった<sup>46)</sup>。そのことは、4年後の昭和26年に改訂された学習指導要領が一般編に、教育課程の編成に親は直接に援助しなければならないと書いていた<sup>47)</sup>ことと対比すれば、ただちに明らかとなる。

したがってわが国の教育行政もまた、昭和22年から24年にかけて「反省期」を持たなければならなかった。昭和22年10月の文部省「父母と先生の会」委員会の発足と翌23年7月以降の具体的作業の開始はその第1歩であり、23年から25年にかけて公にされた一連の労作は「反省」が産み出した成果であった。『手引』の1年半後、昭和23年10月に公にされた第1次参考規約は「目的」の条に10項をかかげているが、うち学校教育にたいする親の関与を定めたものは第3項の「新しい民主的教育に対する理解を深め、これを推進する」と、第4項の「家庭と学校との関係を一層緊密にし、

児童青少年の訓育について、父母と教員とが聡明な協力をするようにする」であろう。第3項が「理解」にとどめず「推進」までを定めていることから、第1次参考規約は『手引』の線をこえていると読めないことはない。しかし、第1次参考規約とあわせてつくられた『父母と先生の会 参考規約とその解説』（昭和24年4月、以下『解説』と略）は10項の「目的」をグルーピングして「(1)児童青少年の福祉のために活動する」「(2)学校をより良くするために協力する」「(3)社会教育を振興する」「(4)国際親善に努力する」に4分類したうえで、第3項を「(3)社会教育を振興する」に、第4項を「(1)児童青少年の福祉のために活動する」に、つまりいずれをも学校教育以外の領域にふくませている。そして「(2)学校をより良くするために協力する」にふくませている「目的」は、もっぱら外的事項にかかわる第6項「学校の教育的環境の整備をはかる」と第8項の「適当な法律上の手段により、公立学校に対する、公費による適正な支持を確保することに協力する」の二つだけである。第1次参考規約は「目的」の条を見るかぎり、なお『手引』と同じであった。

ところが「方針」を定めた第3章では一転して、「本会は、教員、校長および教育委員会の委員と学校問題について討議し、またその活動をたすけるために意見を具申し、参考資料を提供するが、直接に学校の管理や教員の人事に干渉するものではない。」(第7条)と明定されている。後段に制限規定はあるものの、それも学校教育にたいする親の教育権行使を当然のこととしたうえで、その方法について規定したという論理(条文)構造になっている。『解説』も「方針」の条の解説では、第1次使節団報告書と極東委指令のみを論拠として、「PTAは『新しい民主教育を理解し、これを推進する』ことを主要な目的の一つとしているのであるが、これを実行する方法としては、講話をたゞ一方的に聞く聴講の方法よりも、父母と教員と校長と、あるいは、ばあいによって教育長や教育委員とあい会して、討議するのが有効である。関心をもつあらゆる教育問題について、自由に率直に懇談するがいい。」(p.18)「PTAは教育問題をただ討議するばかりでなく、進んで校長や教師や教育委員会に対しかれらのもっともよき判断を提供して、その活動の一助とすることは、望ましいことである。」(p.20)と述べている。いったい第1次参考規約および『解説』は、PTAは学校教育にたいする親の教育権行使の方法であるという見解に立っているのか否か。「目的」の条と「方針」の条の解説に見られる矛盾・混乱は、結局「反省」の過程のなかばゆえと解釈しなければなるまい。

同様の矛盾・混乱はその他の労作にも見られる<sup>48)</sup>。『応答集』は「PTAをつくってどんな効果があるか」(質問6)という質問にたいして、「先生は、父母というよい理解者と強い協力者とを与えられる」と回答しているが、親にとっての効果としては、ただ「理解」がくり返されているにすぎない。つまり『手引』の線でしかなかった。ところが具体的な問題を取りあげた後段では、明らかに、学校教育全般に親は教育権を行使できるという前提に立って回答している。紹介しよう。

〈学校の管理・運営・人事等〉については

Q.89 教育委員会とPTAとの差はどこにあるか——PTAとしては、教員、校長及び教育委員会の委員と学校問題について討議し、またその活動を助けるために意見を具申し、参考資料を提供したりするが、

学校の管理や人事に干渉すべきものではない(略)。

Q.102 PTAは、学校の管理や教育活動に対して、どの程度に関与することができるか——民主的な校長は、校長の側から学校運営を独裁的に管理することなく、広く先生や父母の意見をきき衆知を集めて、よい発議を実行に移すべきである。PTAはこの限界内で動くべきである。(略)

Q.101 ある学校では生徒の処罰に対し、ある学校では先生の人事に対し、PTAが異議を申立てて、新聞に報道されるほどの問題をひき起した例があるが、PTAがこんな動きをなすことの可否はどうか——もし先生や学校のやり方について何か意見があれば、越権にならぬ範囲で、校長や先生とうちとけた態度で話しあうことが望ましい。校長が何らの処置も取らないとか、校長のいう理由が満足すべきものでないならば、PTAは事を教育長または教育委員会にもちだしてもよろしい。(略)

#### 〈教育内容・方法等〉については

Q.103 カリキュラム(教科課程)委員会の活動範囲はどうか——各地方において、右の専門家たち(教育長、指導主事のこと……杉村注)が最良のカリキュラムを編成することのできるように、一般人によって構成されているカリキュラム委員会から、所見や意見をだすように望まれている。(略)カリキュラム委員会は純然たる諮問機関であって、カリキュラムに対して何らの統制力をふるうべき権力はもっていない。

Q.104 教育方針並に教育内容に対するPTAの意見を、学校はどの程度考慮すべきか——教育方針や教育内容のような基本的事項は、国や当該教育委員会が決定する。(略)人々によって選ばれた国会議員や教育委員の人々が(略)決定するのである。(略)この基準にもとづいてすべての学校は、それぞれの地域に適合した教育方針や教育内容を決定する。そして校長が決定の責任を持っている。このように校長が方針を決定するに当っては(略)先生や父母の意見をきき、みんなの討議の結果を尊重しなければならない。PTAはこの限界内で活動すべきである。

Q.93 先生の教え方を父母が批評してよいか——批評ということばが、何を意味するかによって、回答が違ってくと思う。(略)しかしPTAは、子供を幸福にするための会であるから、教え方の中で子供のためにならないと思われる点や、納得のできない点があったら、先生と和気あいあいのうちに話しあうことは大変よいことである。(略)先生の方も、自分の教え方に関して父母たちの希望や意見を聞く機会を見出すように進んで努力するばかりでなく、なにゆえに自分がこういう新しい方法を用いるかという理由を話して、進んでその方法を説明するのが民主的な先生というものである。

以上の諸回答は今日の教育権理論や教育行政理論から見れば非常に未熟であろう。代議制民主主義の神聖視にもとづく国家教育権説が主張されているし、教育の内的事項と教育行政の関係についても教育基本法的理解に立っているようには読みとれない。しかし、それにもかかわらず概観すれば、親は学校教育全般に関与(教育権行使)できると考えられていたこと、ただし関与は話し合いや意見具申等、強制力をともなわない方法によるべきであり、そのような方法の一つとしてPTAがあると考えられていたことは明らかであろう。

以上のように、その見解の展開には矛盾や混乱がなお存在していたとはいえ、文部省「父母と先生の会」委員会が明確化していったPTAの役割・機能についての考え(PTA観)は、全体として第1次使節団報告書→CIE資料→極東委指令のそれにつながり、それを具体的に発展させたものであった。親はようやく「教育民主化」の担い手<sup>トレーガー</sup>の一人として位置づけられ、PTAもようやくその方法<sup>ルート</sup>として存在理由<sup>レーゾンデートル</sup>を確定したのであった。

## 注

- 1) 二宮徳馬「生涯教育における PTA」、『社会教育』1971年4月
- 2) 文部省は当時の行政指導のポイントを次のように説明している——「本省としては、P.T.A 委員会を設け(略) 我国 P.T.A の健全な育成上の各般の問題に関する審議を重ねている。しかし、P.T.A は発足後日まだ浅く、在来の学校後援的、非民主的な団体と混同され、新教育の展開と方向を逆にしている面も多々あるが、これは一面(略) 財政的な窮状と、他面一般社会の父母教師の新教育に対する理解と熱意の必ずしも充分でない点に懸っているものと考えられるから(略) 啓蒙的な活動に重点をおき(略) 資料の蒐集(略) 作成にあたっている。」(『社会教育』創刊号、1950年2月、「資料欄」)
- 3) 金田智成「PTA 運動の現状」、『教育と社会』1949年2月。なお同論稿の末尾に昭和23年11月19日に執筆された旨記されている。
- 4) 昭和23年から紙誌上に「反省」の論稿がめだちは始めている。昭和23年3月28日付毎日新聞は社説で、「今のところ全国的に見てこの会の結成は決して順調に進んでいるとはいえない」として、約半数の小・中学校に PTA が不在(東京都)のは保護者の無関心が第1の原因であると指摘すると同時に、PTA があるところでもそのほとんどは在来の組織のたんなるきりかえであり、有力者・顔役・インフレ利得者が支配し、半強制的な寄附集めに終始しているものも少なくないと指摘している。なお東京軍政部教育係官 W.J. ヒーザー中尉も都下校長講習会(S.24.3.17~18)で、昭和24年1月現在の調査をもとに、「全東京の PTA を調査して、その実績を審査しましたから、はっきりと成績不良であると断言することができます。」「不良の PTA は、大多数、昭和二十一年、同二十二年及び昭和二十三年始頃に組織され、優秀な PTA はたいてい、昭和二十三年以降に組織されていることがわかりました」と指摘したうえで、校長の不見識(「自分の学区の父兄は遅鈍な百姓又は漁師であって、PTA になんらの関心を持っていない」と言う校長。校長の「多くは、従前の学校後援会の名称を変更しただけですでに非常に進歩的であると自負していた。」「全然民主的の団体に関する知識を持っていない」校長もいる)をきびしく指摘した。(W.J. ヒーザー「東京の PTA の現状」、『教育じほう』1949年5月)
 

もっともきびしい反省(批判)は茂呂静子のそれであろう。茂呂は「P.T.A.は今一つの空転期から偏向への道をたどり始めたのではないだろうか。」「なだれの様に墮ちてゆく少年の実態を前にして P.T.A. は先生と、とりまく少数の夫人達との小波の様な笑い声の起る、つましやかな楽しい一刻であったり、あくびの出る様な御説教の午後であったりしてはならないのだ。」(茂呂静子「母親の立場から P.T.A. にのぞむ」、日本母性文化協会版『P.T.A.』No.3、1948年6月)と書いていた。二宮徳馬は PTA の「自己反省の道は二つある。」「第二の反省の道は、活動の結果の検討に求められる」(二宮徳馬「PTA 反省の秋」、『SAITAMA P.T.A 資料』No.2、1948年9月)といったが、すでに母親によって「活動の結果の検討」がきびしく行なわれはじめていたのである。

昭和24年になっても「反省」の論稿は続いた。文部省の阪本越郎は児童文化協会版『P.T.A.』(1949年2月)に「P.T.A の反省期」を寄せ、あるいは CIE の PTA 専門家と文部省 PTA 委員会のメンバーによって作成された日本放送協会編『ラジオ PTA の時間——PTA の基本的知識』(万有社、昭和24年刊)では、「PTA 現状の反省(座談会)」という項が目次にたてられている。

しかし、このような反省の他方で、逆に後援会的 PTA を「日本的 PTA」であると擁護し、「参考規約に示されているような PTA」への努力を放棄する、いわば居直りの動きが生まれていることも報告されている。(金田智成「危機に立つ P.T.A くいわゆる「日本的 P.T.A」に対する批判」、『教育と社会』1949年11月)
- 5) 三井為友「日本 PTA の出発」、三井為友編『日本 PTA の理論』(日本の社会教育 第12集、東洋館出版社、昭和44年刊) p.2
- 6) 文部省『父母と先生の会——教育民主化の手引——』(昭和22年3月)、PTA 問題研究所編集『PTA 問題シリーズ I 規約細則の基本問題』(学事出版、昭和42年刊) 所収資料、p.103
- 7) 宮原誠一『PTA入門』(国土社、昭和42年刊) p.56

- 8) 鹿児島県日置郡日置小学校『我が校の父母と先生の会』(プリント版, 昭和22年12月)——「私は学校経営の責任者として真に学校を村の学校たらしめる為に凡ゆる教育機能を凝視した。その一つは学校後援会であった。やはりどこにもみられる学校後援会の有名無実の姿を。そこで役員会の席上, 私は村の教育に関心深い人達をあげて『教育相談会』というものを提唱した。当時は誰も賛成してはくれなかった。何故かなれば終戦後の混乱の波はこの平和な村, 日置にも波及してあらゆる混乱が村当局等にも捲き起されて渦巻くさなかであったからである。(略) 果せるかな。私の着任後三日にして村民大会は開かれた。(昭和二十一年一月) この混沌たる中に生長する子供たちのことを思うにつけ (略) 現実の悪影響から遠ざけてやらねばという育ての心をかためて行った。教育相談会は実にこの精神の表れであって, 今日, 本校の『父母と先生の会』の濫觴であったのである。やがて学校後援会を改組し保護者を起した。保護者のみをもって組織することに同意を得たのである。子供を学校に入れてない父兄母姉達は保護者会から退いたのであるが実は全部をもうらす村教育後援会を別に組織し, 村内各種学校はもとより住宅建設を主にして活潑な活動をして戴いたのである。(略) 本年度新制中学が発足した折にも, はじめから机腰掛等に不自由もしなかったのは実にそのおかげであった。(略) 一年の過去を有する保護者会の活動にもかゝらず, 未だ学校教師たる我々に援助してくれるだけで一步を進めて, 所謂父母の智慧と力を学校教育に取入れるまでには行かなかった。何だか物足らなさを感じたのはその点であった。即ち本年度(二十二年五月)に入り全部の保護者が私共の学校といふ親しさに関心をもち学校教育に大幅に参加する, その方法を志ある父母と話して, その案を練っていた矢先, 先づ吾等の前に紹介されたのは, アメリカの『父母と先生の会』であった。『我等のねらいはこれだ』。と気付いた時(略) 日置小学校『父母と先生の会』(名称も色々に討議されたが……)と名うって誕生したのが実に昭和二十二年五月のことであった。」(p.3-4)
- 9) 東京都荒川区・第三瑞光小学校 PTA 「敗戦後そかい先から百余人の児童とともに帰校」「このあらゆる困難にうちかつためには, 全父兄の協力が欲しい。」そこで「先生と父母とが児童を幸福にするための相談会を持つことにした。この会は, 今後の新教育のあり方について, 教員みずから考えるだけでなく各種各層の父兄方のあらゆる専門的な知識を総動員して(略) あらゆる角度から検討すべきだというわけで新教育協議会と命名した。」こうして昭和21年9月から22年3月, PTAの準備会が結成されるまで継続した。他方「後援会は, 終戦後まもなく(略) 会独自の立場で改組することにして, 名称も保護者会とあらため, 会則なども全部新しいものとした。」「時恰もアメリカの P.T.A が紹介されたので此二十一年度, 二十二年度の役員全員をもって, 我校における P.T.A 準備委員会を結成した。」そして, 新教育協議会と保護者会が PTA として統一されたのであった。(柚木佐久「P.T.A 建設記」, 児童文化協会版『P.T.A』1948年4月)
- 東京都台東区・第三小学校 PTA 「通学区域九〇パーセント以上戦焼, 学校は戦禍からまぬがれたとは云うものの, 子供たちの心は荒んでしまった」状況を憂慮する校長・教師たちがリーダーシップをとって, ほぼ第三瑞光小学校 PTA と同様の経過をもって「従来の後援会を白紙にもどして」PTA を結成した。(無署名「P.T.A 参考資料——台東区立第三小学校を訪ねて」『教育時報』No.5, 1948年6月)
- 埼玉県熊谷市・熊谷西小学校 PTA 「終戦後, 児童の不良化問題が参観日や常会で母親と教師の話題となり, これが対策に集中された。」そして家庭と学校との連絡の一層の緊密化, 母親委せの現状打開のために, 「従来の母の会と保護者会の二本建の組織と運営に検討を加える気分が強くなった。」ちょうどそのころ「たまたま民間情報教育部ネルソン氏の講演を聞いた校長は PTA 結成の必要を痛感して帰った。早速保護者会, 母の会の役員会にはかり, 満場の希望により数次の会合を経て総会を開催, 保護者会, 母の会を解散して PTA を結成した。」(『SAITAMA P.T.A 資料』No.2, 1948年9月, 「県内 PTA の活動状況」)
- 千葉県・木下小学校「教育振興会」「母の会」 「木下小学校では, この組織は P.T.A という名前では呼ばれていない。教育振興会という名前では呼ばれていて, 母の会はこれと一応べつに存続しているので

ある。しかし、この二つを一体として、P.T.Aのすぐれた実質をもち、またすばらしいしごとをしているのである。どんなしごとをしているか(略)。一月に亘る民衆講座をひらいた。(S.22)十一月の四回の日曜日がそのために当てられているが

第一日	新憲法と日本の政治の将来	蠟山政道氏
第二日	日本農村の将来	福島要一氏
第三日	文化国家と新教育の理念	上村福幸・東大教授
第四日	戦後の世界	高野藤吉氏・(外務省)

どの講座の場合も、一時間半の講演のあと、一時間半から二時間くらいの討論の時間もたれており、さらにその晩は各部落へ講師がとまり込みをして部落の人々と話合をした。この民衆講座で、石井校長のいわゆる町の協力態勢はいちぢるしく強化されたという。「東童を呼んで『ドン・キホーテ』をやったり、童心座を呼んで人形劇をしたり、童話の会をしたり(略)保健に関する講座をひらいたりしている。」(前田秀「P.T.A訪問記」、『児童』1948年2,3月合併)なお教育振興会と母の会がその後PTAとして合併されたかどうかは不明だが、すでに昭和22年段階でこのような活動が行なわれていたことは注目に値する。また討論の時間の長さは会員の関心の高さを示している。

東京都杉並区某中学校PTA・同北多摩郡某小学校PTA いずれも、ある学級から自然に動きが生まれ、他の学級・学年に広がり、その過程で軍政部・教育行政当局のPTA結成勧奨を知り、やがて全校PTAを結成する、という経過をたどった事例であった。(前者は文部省の『実例集』p.35、後者は児童文化協会版『P.T.A』1948年12月)

- 10) 二宮徳馬はわが国PTAの「揺籃時代」を「前期」「胚胎期」「啓蒙期」「結成期」の四つにわけ、PTAの前史部分(「前期」「胚胎期」)で、ほぼ同じ説明をしている。(二宮徳馬「PTAの発展過程」, 児童文化協会版『P.T.A』1948年4月)
- 11) 同PTAは他に比べて「きわめて遅い出発」をしているが、「この間の事情を調べると、第1回総会までのあいだに「PTAについて、たび重なる勉強会」を行ない、「アメリカから持ちこまれたPTAの目的・内容などを検討して、熱心に討論がくり返された上で、はじめて独自のPTA規約ができあがり、出発総会へ持ちこまれた」という。また当時のリーダーのひとり「PTAが任意加入制であることを徹底させるために、一軒一軒、勧誘に歩いた記憶があります」と述べている。(平湯一仁・後藤重三郎編著『みんなが主役のPTA』草土文化, 昭和52年刊, 永畑道子執筆の「報告1」, p.31)
- 12) 関係箇所は次の3カ所である。

「教育ということは、いうまでもなく学校のみに限られたことではない。家庭、近隣、その他の社会的組織体は、教育において果たすべきそれぞれの役割を持っている。」(第1章の「教育の目的」の項)

「地方教育行政責任者の諸任務(duties)のなかで次のものを提言する。(略)6. 児童の福祉を増進し教育計画を改善するために、親と教師の組織(the organization of parents and teachers)の奨励」(第3章の「地方教育行政の権限」の項)

「夜間学校の維持、父母と教師の会(parent-teacher associations)の強化(略)等——これらは成人教育にたいして提供されうる便宜の二、三の例にすぎない。」(第5章 成人教育 の前文)

- 13) 「要請」について金田智成は次のように説明する——「作れと命令された訳ではなく、政府当局として、PTAというものが日本の学校に作られたらどうかということを考えて見て、そのためにはそれを充分に研究して見るべく命令されただけなのである。」(金田智成「正しいPTAの運営」, 『教育時報』No.9, 1948年10月)

なお、横山宏氏は私への手紙('84.5.24付)のなかで、「PTAについてはドイツ(西独)へもPTAを持っていったが、あちらではそれを迂曲に断わったと仄聞しています。そのことが今日のドイツの父母の教育参加「親権者の参加及び州学校評議会に関する法律」へと発展させた一つの動機となったと解されなくもありません。日本は素直にPTAを導入したことによって反って父母の学校参加をあいまいなものに留めてしまい、ドイツは断わったがゆえにラジカル(根源的)な問題の解決に迫ったのではない



かと、いつも思っています。」(下線は杉村)と述べている。つまり断わることができる程度の要請であったということであろうか。

- 14) 三井為友は前掲書(注5に同じ)で「この時期が、同年の五月という説、十月または十二月という説あり、明らかでない」(p.4)と指摘している。『歩み』は五月としているが、これにたいして二宮徳馬は「これは明らかにまちがいである。五月は社会教育担当のネルソン大尉が赴任したばかりで、局との初会合が前述のように六月の初めなのだから、全くありえないことである。私の記憶では、最初に PTA の話が持ちこまれてから間もないころ、十一月の初めか中ごろぐらいではなかったかと思う」(二宮徳馬『日本 PTA 史話』学事出版、昭和53年刊、p.27)と述べている。二宮は「いつ頃であったか記憶がさだかでない」と断わったうえで上記のように指摘しているのだが、しかし、「私が PTA ということばに初めて接したのは、昭和二十一年の十月ごろであったと思う。肌寒い感じの記憶があるので、十月も末であったかもしれない。」(p.15)と“肌”の記憶があり、また昭和22年に「P.T.Aの話が本省で問題になりましたのは、去年の十一月ごろでありました」(『児童』1947年10月、座談会「P.T.Aをいかに進めるか」と明言しているから、記憶ちがいはない。
- 15) 日本キリスト教団全国教会婦人会連合会教科書問題小委員会『戦後教育の中の PTA』(限定プリント版、昭和51年6月) p.1-2
- 16) サブ・タイトルは当初「教育民主化のために」であった。後にこのように改題された。(三井為友・前掲注5に同じ、p.6-9)
- 17) 以上の素描は主として、『歩み』、二宮徳馬『日本 PTA 史話』、三井為友・前掲書(注5に同じ)、金子孫市『PTA 研究』(金子書房、昭和23年刊)、宮原誠一・前掲書(注7に同じ)にもとづいたが、年月等には若干のくいちがいがあある。「PTAの絵解き資料」の展示は本稿では二宮に拠ったが、木村道子によれば翌22年1月、日比谷の文化センターで、となっている(前掲注15に同じ)。また総理官邸で開かれた都道府県社会教育所管課長会議は、二宮および金子によれば「12月23日」だが、『歩み』および三井は「10月」説である。木村は前掲論稿(注15に同じ)で「東京都の教育委員会では、一九四六年の終りに、民間情報教育部のベーカー女史から、はじめて『PTA』の紹介をうけ、その記事を掲載したものを都内の各学校に配布し」(p.3)と述べているが、この記述が『アメリカ教育』誌創刊号の配布と同じことを説明しているのか否かは明らかでない。
- 18) 宮原誠一・前掲(注7に同じ) p.53
- 19) 『歩み』、三井為友・前掲書(注5に同じ)は同じく94会場としているが、金子孫市・前掲書(注17に同じ)は「92会場」(p.68)としている。
- 20) 『児童』1947年10月、座談会「P.T.Aをいかに進めるか」なお収録された号が10月号なので、二宮の発言を「同年9月に」と推測した。
- 21) 『歩み』 p.3
- 22) 神奈川県については、藤田秀雄「日本における PTA の歴史・その1」、『立正大学文学部論叢』78(1984年刊) p.70-71
- 23) 京都府については、金子孫市・前掲(注17に同じ) p.69
- 24) 大分県については、佐藤堅一『学校・学級 P.T.A 運営の実際』(牧書店、昭和23年刊) p.220。同書に収録されている事項は昭和22年度のものとして推定されるので、新聞の日付も「22年」とした。
- 25) 東京都については、金子孫市・前掲(注17に同じ) p.68 なお金子の記述と、木村道子が前掲論稿(注15に同じ)で、「又一九四六年から一九四八年三月末までの間に、講演会、研究会を数多く開きました。その中でも都内三〇会場で、軍政部の婦人指導官スミス女史を講師とした『日米婦人懇談会』という集りは、どの会場も満員だったそうです。講演の内容は『アメリカにおける日常家庭生活の実情』『PTA 組織と意義』というものです。」(p.3)と述べていることが、同じことを説明しているのか否かは明らかでない。
- 26) 「父母と先生の会」委員会規定(昭和22年10月19日大臣裁定)

第1条 「父母と先生の会」委員会は、「父母と先生の会」の健全なる発達を促進する方法を研究審議し、その運営活動に必要な参考資料を提供する。

第2条 この委員会は父母、教育者、学識経験者及び関係官庁職員二十五人以内をもってこれを組織する。(略)

- 27) 金田智成『「父母と先生の会」分科審議会』、『文部時報』No.877, 1950年10月
- 28) 三井為友(前掲注5に同じ)はコロンの来日を昭和23年7月の17日としているが、『歩み』では「20日」となっている。なお帰国(離日)は同年12月20日。
- 29) 日本放送協会編『ラジオ PTA の時間——PTA の基本的知識——』(万有社, 昭和24年刊)は続けて次のように述べている——「この『模範的 PTA の雛型』の連続放送は、三月三十一日で完結し、四月からは、PTA の現状の分析と検討を中心とした新しい企画がたてられます。」(総説のp.1)「PTA の現状を反省し、検討して、正しく発達させるには、どうしても、PTA についての基本的知識を身につける必要があります。そして、それが基本的知識であるためには、どうしても、権威のあるものでなければなりません。」「放送資料はことごとく、総司令部民間教育情報部 PTA の専門家を中心に、委員の方々と共に、微細に亘って検討し作成したものであります。」「本書に盛られた内容は、以上のような手続きを経たものでありますので、信頼してお読み頂ける『PTA の雛型』になっていると思うのであります。」(同 p.2-3)
- 30) 『終戦後教育事務処理提要』第4集(文部省, 昭和25年3月)では、『「父母と先生の会」参考規約送附について』の通知は、「昭和23年12月1日発社302号 社会教育局長より都道府県教育委員会」となっていて、送付の月日が異なっている。なおこの通知に、関係方面へ「複写配布されるようお願いする」と記されている。
- 31) 文部省『父母と先生の会 参考規約とその解説』は、第1次参考規約の利用について次のように述べている——「よい PTA をつくる第一歩は、よい規約をつくることである。」「昭和二十三年七月以来、会合審議すること十数回、その間、国内各地の PTA 規約を参照して、良きを採りあしきを捨て、さらに五十年の経験の結晶であるアメリカ PTA の規約をも十分研究して、参考とした。」(p.1)「個々の PTA が、自分の規約をつくろうとするばあいには、この参考規約をそのまま模写することなく、字句の表現においても、細目の規定についても、十分土地の事情におうじ、学校の性質に適合した規約をつくっていただきたい。しかしその自由が限度をこえて、この参考規約の趣旨を逸脱し、PTA の真の精神を失うことのないよう希望してやまない。」(p.3-4)
- 32) 二宮徳馬『日本 PTA 史話』——「CIE といっても GHQ (占領軍総司令部) の中の一機構だから、地方軍政部を統轄する部局はまた別にあって、これに対して直接の命令系統を持っていない。(略)したがって、教育面として CIE—文部省—教育委員会の線を尊重する軍政部と、あまりその線を意に介しない軍政部があったようだ。各都道府県の教育委員会は、国内法としては、前者のルートに属していることはいままでもないが、占領政策として直接、軍政部の指導下にあったので、CIE—文部省のルートを意に介せず、独自の考えで学校教育、社会教育を進めようとする軍政部のもとにある県は、方針が二途に出る結果になって、たいへん苦労したようだ。(略)社会教育、ことに社会教育関係の団体のとりあつかいについては、地方によって、かなり方針がまちまちだったようである。」(p.68-69)「地方軍政部の“人”いかんによっては、かなり独善的な発言や指導もあったようである。(略)しかしまた、これを緩和する機会もあったことは幸せであった。昭和二十二年から二十六年まで毎年のように開かれた社会教育研究大会がそれである。これは各都道府県の会場で開かれたもので、その大会では必ず PTA の問題がとりあげられ、ここには軍政部からも文部省からも地方の行政担当局からも(略)もちろん民間の PTA 関係者も出席した。命令系統二本建ての不備をこの研究大会が十分に補うことができたと思う。」(p.79-80)
- 33) 木下春雄「もはや小手先の変更ではどうにもならない」(『のびのび』1974年6月)——「戦後のアメリカ占領軍の統治が、東日本は第八軍、西日本と北海道は第一軍というふうに分かれ、後者が教育改革に積

極的で、京都をはじめ、高校三原則の実施を強力にすすめた。」

加藤秋子『PTA 物語 一婦人委員の手記』（養徳社、昭和26年刊）は、総司令部近畿地方民事部教育担当官オマリー女史（22歳・独身）が大阪府下の PTA 関係者、校長、職員等への講演会で、「PTA は、学校教育を通じ子供の校外生活の福祉増進をはかるのであって、学校における教授を指導したり、先生の人事に関与したりすることは許されない」（下線は杉村）と話したと記している。オマリー女史がほんとうにそう言ったかどうかはともかく、ノートをとりながら聴講した加藤がそのように聞きとるような話であったことは事実であろう。（以上 p.66）

- 34) 以下の素描は、三井為友・前掲書（注5に同じ）p.17-18、金子孫市・前掲書（注17に同じ）p.102 にもとづいた。
- 35) 小和田武紀・山室民子・駒田錦一『PTA の理論と運営』（童友書房、昭和24年刊）——「先般京都市内の PTA の実態調査では真に民主的なものと目されているものは、総数の僅に一角に充たない現状である。」（p.36）

京都市教育委員会『P.T.A ワークショップ記録集』（昭和29年度）——「昭和二十三年十月三十日、時の担当官ケイズ氏より突如として十七条の条文で育友会機能即刻停止、改組の嚴重なる勧告が通達された。そのため勧告違反にふれて十数名の犠牲者すらでる厳格なものであった。」（p.14-15）

田村富治郎（東京都社会教育主事・文部省 PTA 分科会審議会委員）「京都の特殊性と東京の現状」（『日本 PTA』No.41, 1952年2月）——「二十三年四月の役員改選に旧勢力の擡頭を見、保守的なボス連中が多数役員をして活躍するに至った。（略）このような民主的方向とは逆行した事態にあたって、府市教育当局は九月三十日、PTA に対し、改組の指示を学校長あてに出した。（略）この指示は各種新聞には命令とも発表された。（略）『京都府教育概要』は勧告としているが（略）改組をがえんじない PTA のうち悪質と見られた、一小学校長、一中学校長は罷免、一小学長は格下げにされた。これが十一月八日府教育当局の断である。」

金子孫市「京都 P.T.A. <sup>(\*)</sup> 解組の真相とその批判」（児童文化協会版『P.T.A.』1949年2月）——「昨年（S.22年…杉村注）十二月廿六日、廿七日にわたり、京都市内三学校において行われた京都府軍政部のケイズ氏を講師とした P.T.A. の講習会は、京都の P.T.A. の組織に——特に役員組織には望ましい結果を与えたのであるが、本年四月、新学年に入り、役員改選が行われるや、旧勢力の擡頭をみ、役員層には戦時中、指導的地位にあった者や、公職教職追放者、政令第十五号該当者などの進出が見られ、特に京都市に強く蟠居する保守的なボス連が、多数役員として活躍を始めるにいたったのである。」（p.34）「一部役員層による非民主的運営・会計上の不当処理など、民主的方向とは逆の方向がとられ始めてきたのである。京都育友会研究会がこの間にあって終始一貫して科学的実証的立場をとり、府下 P.T.A. の調査、啓蒙、指導に当たった功労は極めて大なるものであるが、ボスに支配された P.T.A. は育友会研究会からの提唱提案を一向にうけ入れようとしなかったのである。このような事情にある時、府教育部は九月卅日、府下の全 P.T.A. に対し、役員改組の指示を学校長宛に出したのである。」（p.35）「このような改組をがえんじない P.T.A. のうち悪質なものが、校長の罷免をみた御室小学校、桃山中学校、校長の格下げ左遷をみた川岡小学校だったのである。御室校のごとき総会の席上、一教員が壇上に立って P.T.A. の役員と活動の非民主性について会員に訴えたところ、役員に袋叩きにされたことがあったのである。」（p.36）なお、金子は「役員改組の指示」17項を要約・紹介しているが、組織・運営、役員選出、入会（会員）制度、会費等についての民主化の指示であった。そのなかに「17 教員の誰が自由に意見を述べても、迫害されることなく、擁護されることを府市は保証する。」（p.35）というものさえある。金子の要約に誤りがなければ、当時の状況おして知るべしである。

- 36) 東京でも軍政部ポール T. デュペル大尉によって、それに近い指導が行なわれていたのではないか。たとえば次の見解である——「ボスのいない本当の教師と父母の会でない限り、どの様なグループも PTA とは認めない。真の PTA であるかどうかは、立派な規約が出来ておるか、民主的に選出された役員があるか、何か相当な教育的計画をやっているかによって判断するのである。」（『教育時報』No.10, 1948

- 年11月、下線は杉村) 「総司令部の教育専門家の指導の下に、文部省から最近出版された新PTAの会則及び内規(略)これらの出版物に示されている組織と原則に準拠しなければ、諸君は全然PTAをもたないと同じことになります。」(『教育じほう』1949年2月、これは昭和24年1月8日に東京都私立中学校及び高等学校協会の管理者その他の代表者にたいしてデュペルが行なった講演の記録である)
- 37) 金子孫市が前掲論稿(注35に同じ)で、京都の“事件”について「問題となるところは次の三点である」として、「(A)教育行政当局がP.T.A改組の指示をだすことの可否」「(B)P.T.A改組を行わなかった責任者として校長を所断することの可否」「(C)一般にP.T.Aに関する指導者は誰であるか」をあげたことは正しい。しかし、(A)については「適法ではないが、<sup>(マ)</sup>異法でもない」「真に京都市民の福祉を考えての行為として妥当なものであると考えられる」と支持し、(B)については「正しい」と支持したうえで、「ただしこの所断は、校長が府教育部の指示に従わなかったからの所断ではなく、P.T.Aを改組せぬことが学校教育上好ましくない結果を帰し、その点において学校教育の最高責任者としての校長の責任を追求したものと解すべきである」と、苦しい弁護論を展開したのは、いうまでもなく誤りである。超憲法的存在である占領軍の統治行為であったがゆえであろうか。
- 38) 「その他の市民」の教育権行使も是認されているが、しかし、PTAという「基本単位は一学校の教師と学校在籍児童の父母よりなるグループである」とされ、「その他の市民」をPTA会員にしないとしてるところから考えて、PTAは、親(および教師)に限定してその教育権行使(責任遂行)の「有効な手段」とされていたことはたしかである。
- 39) 第1次使節団報告書では、教育計画の策定への親の参加を勧奨していたが、カリキュラム編成や教科書の作成・採択等への親の参加についてはまったく言及されていなかった(同報告書、第1章の「カリキュラム」と「教科書」の各項参照)。
- 40) 二宮徳馬は「CIEの中に、広報室でもというような一室があってPR用の資料をいろいろつくっていたが、ここでPTAの絵解き資料をつくった。アメリカ本国からPTAの資料をとりよせて、非常に苦心してつくったものようだが、今から考えると、このような最初のPTAのイメージ・アップに、だいたい将来の問題の種子が播かれたのではないかと思う。60cm×45cmぐらいの厚紙に、すっきりした線がきの絵がかいてあって、その下に説明がつけてある。(略)この説明文について、私も相談を受けたが幸い手もとに、この説明文が残っているので、少し長い<sup>(マ)</sup>が次に紹介しておく。PTAが世に出た最初の姿だからである。」(前掲書、注32に同じ、p.22-24)として、合計17カ条の説明文を紹介している。17カ条の文(と17こまの絵)は、「(1)子供にとって先生は、お父さん、お母さんの次に親しい方だ」に始まり、「(17)父母と先生の会は、よい学校を育て、物分りのよい父母を育て、楽しい希望をもつ子供を育てる」で終わる、PTA結成の手順を説明した文(と絵)だが、そのなかにちりばめられているPTAの役割・機能を拾いあげると、学校教育の理解と協力に関するものが4カ条(教師の教育方針の理解、子ども・教育理解の成人教育、同映画観賞、母親たちで学校給食づくり)、条件整備に関するものが8カ条、うち要求運動(「当局にお願いする」)は1カ条だけで、あとの7カ条は資金づくりや労力奉仕の後援会的活動ばかりである。つまり、学校教育にたいする親の教育権行使の方法としてのPTAという観点がないのはもちろん、学校外(家庭、地域)での子どもたちの生活への配慮も、子どものための社会運動(立法要求、世論喚起等による子どもの心身にとって健全な環境づくり)も、視野から完全にずり落ちている。二宮が「だいたい将来の問題の種子が播かれたのではないかと思う」のもむべなるかな、である。
- 41) 通説では、同指令は昭和22年4月11日(10日という説もある)に発せられたとなっているが、原文(英文・タイプライティングされたもの)では、同年の3月27日付である。
- 42) 極東委員会「日本教育制度改革に関する指令」(’47.3.27)

17. The Japanese Government should exercise such control over the educational system as will ensure the achievement of the objectives of the Occupation, particularly the reforms called for by this policy decision. Subject to the foregoing, and to maintenance of standards prescribed by the government, the

responsibility for the local administration of educational establishments should in due time be decentralized. Japanese parents and citizens should be encouraged to feel a sense of individual responsibility for the achievements of the objectives set out in Paragraph 1. Where practicable they should be associated with the control, development, and work of the schools and other educational institutions.

23. Encouragement should be given to the formation and reorientation of educational associations and parent-teacher associations; and to assist in making the Japanese people aware of the significant changes in the direction of education in a democratic Japan, such groups should be encouraged to consider practical problems of education.

- 43) 藤田秀雄・前掲(注22に同じ) p.67-68,69
- 44) これは、第46回対日理事会(1947.11.26)での発言であり、かつ同月にキスレンコが総司令部にたいして行なった勧告である。(宮原誠一他編『資料日本現代教育史1』三省堂、昭和49年刊、p.140-142)
- 45) 昭和22年4月11日付総司令部渉外局発表「極東委員会の指令に対する総司令部見解」(宮原誠一編・前掲注44に同じ、p.132)
- 46) ここで興味ある出来事にでくわす。昭和21年4月9日付の朝日新聞は「教材を一般募集 国定教科書の国語」という見出しで、次のように報じている——「今春から使ふ恒久的教科書のうち国民学校国語教科書の教材がひろく一般から募集される。教材に児童や訓導の作品を採用した例はあるが、一般から公けに募集するのは今回が最初。(略)教科書はもちろんこれら応募作品のみで編纂されるわけではないが、国民の文章を永く教材として使ふところに新教材の意義がある。将来は国語だけでなく相当範囲の各学科におよぶはず。締切は五月十五日、送附先は文部省教科書局第一編修課国語教科書編纂係」解説記事を読むかぎり、たんに“スミぬり教科書”当時の緊急糊塗策として行なわれたとは思えない。教育刷新委員会がようやく公選制教育委員会制度を提案できたにすぎない当時に、他方ではこれほどラディカルな「教育民主化」措置を一つの部局が自由に実施できたという事実は、文部省をはじめ教育行政中枢部に、「教育民主化」についてのコンセンサスがなかったことを示しているといえよう。
- 47) 「教育課程の構成は、本来、教師と児童生徒によって作られるといえる。教師は校長の指導のもとに、教育長、指導主事、種々な教科の専門家、評価の専門家、さらに両親や地域社会の人々に直接間接に援助されて、児童生徒とともに学校における実際的な教育課程をつくらなければならないのである。」
- 48) 本文では『応答集』について、その矛盾・混乱を考察するが、その他『実例集』にも、たとえば一方では「香川県某小学校」PTA規約の「目的」の条をコメントして、「PTAとしては学校の教育方針に干渉することができないから、ただ学校側のしめす教育方針をPTAとして理解徹底するための研究協議と解するのがよい。」(p.18)と、戦中・前型の見解を述べながら、他方では、「東京都内某小学校」PTAの「あらたなるカリキュラムの建設、教科書改変への研究を意図する」「自由研究指導」を、「おもしろい方法だと思う」(p.109)と評価しているなど、矛盾・混乱が見られる。